



新放送ガイドライン

日本放送協会

はじめに

放送総局長 原田 豊彦

NHKは今年1月、平成18年度から20年度の経営計画を発表しました。「税金でもなく、広告収入でもなく、受信料で支えられた公共放送として、特定の利益や視聴率に左右されない多様で良質な番組を放送することにより、人々の絆を深め安心と安全の確保に寄与する」と、放送をめぐる環境が大きく変化する中にあっても、NHKが公共放送としての役割をしっかりと果たすことを、視聴者のみなさまに明らかにしました。

受信料で成り立つNHKは、放送の自主自律を貫き、放送を通して社会の健全な発展と人々の生活や文化の向上に寄与するという役割を負っています。「すべては視聴者のみなさまのために」という公共への奉仕の精神が、私たちの原点です。信頼されるニュースや多彩で質の高い番組など、「NHKだからできる」放送で、視聴者のみなさまの信頼と期待に応えるためには、公共放送に対する深い自覚と高い倫理観、使命感が求められます。

NHKは今、さまざまな改革を進めて新生NHKとして新年度のスタートを切ります。「新放送ガイドライン」は、この機にあわせてNHKの職員はもとより、NHKの放送に携わるすべての人たちが、日々の取材や番組制作を行ううえでの判断の指針とするよう作成しました。

NHKのニュースや番組のあり方についての基本的な考え方は、放送法やNHKが定めた国内と国際の番組基準に記されています。編集にあたっては、これらを踏まえながら、個人情報保護や人権の尊重など社会状況の変化を反映させるように努めました。公共放送として、また、報道機関としての基本姿勢を「自主自律の堅持」で明らかにするとともに、「法令遵守と厳正な経理処理」の章では、不祥事以降のNHKの改革への取り組みを記述しました。放送現場の声をはじめ、これまでに視聴者のみなさまから寄せられた多くの意見や要望を参考にしています。

今回、この冊子を視聴者のみなさまに公表します。開かれた放送局として、NHKの取材・制作の基本的な考え方や仕事の進め方について理解を深めていただくとともに、NHKに対する批判や要望を受け止め、いっそうの説明責任を果たすことが必要と考えました。

あわせてNHKの放送に携わるひとりひとりが、公共放送の初心に立ち返るとともに基本的な考え方を再確認し、より自覚を持って仕事にあたることを期待しています。

放送は創造的な仕事です。その基礎にあるのは、個人の良心であり、公共放送への深い自覚です。このガイドラインは、取材・制作にあたっての基準や指針を示すものであり、規則で縛りつけるものではありません。

一方、人権の尊重、個人情報適切な取り扱いなど、放送倫理の徹底をマスメディアに求める声は、いっそう強くなっています。放送の及ぼす大きな影響を常にわきまえながら、日々の仕事にあたる必要があります。また、視聴者のみなさまから預かる受信料の重みを自覚し、公金意識を持って、適正・効率的な使用に努めること、法令や社会のルール、内部の規程を守ることは言うまでもありません。

デジタル時代にあっても、NHKが公共放送としての使命を果たすうえでの道しるべの一助となるよう、この「新放送ガイドライン」が現場で積極的に活用されることを願っています。

(平成 18 年 3 月 31 日)

目次

1. 自主自律の堅持	1
日本国憲法・放送法（抜粋）	
国内番組基準（抜粋）	
2. 取材・制作の基本的な姿勢	3
①正確	3
②公平・公正	3
③人権の尊重	4
名誉・プライバシー	
映像と肖像権	
差別	
宗教	
④品位と節度	7
暴力	
性	
⑤取材の基本ルール	8
取材先との関係	
取材源の秘匿	
撮影・録音	
未成年者の取材・番組出演	
取材の安全	
⑥番組の企画・制作	9
企画・制作	
再現	
CG、映像・音声の加工	
映像資料	
効果音	
番組ホームページ	
⑦表現	11
放送のことば	
映像表現	
⑧情報や資料の適正な取り扱い	12

⑨目的外使用の禁止	12
3. 法令遵守と厳正な経理処理	13
①法令やルールへの遵守	13
②厳正な経理処理	13
委嘱料	
出演料	
謝礼	
その他	
③取材・制作の委託	14
関連団体、制作プロダクション	
リサーチャー、コーディネーター	
制作補助	
4-1. 災害	16
①災害報道の役割と意義	16
②指定公共機関	16
③地震・津波速報	16
④特別措置法と国の地震対策大綱	17
東海地震	
東南海・南海地震、宮城県沖地震	
首都直下地震	
⑤台風と集中豪雨	18
⑥火山噴火	18
⑦災害予測地図	19
⑧被災者への取材	19
⑨速報の基準	19
⑩災害情報ホームページ	20
4-2. 原子力事故	21
原子力事故の報道	
原子力災害対策特別措置法	
4-3. 国民保護法制	22

5. 暮らしと社会	24
①家族	24
②福祉	24
③医療	24
④科学技術	25
⑤食を取り巻く環境	26
⑥食の安全と表示	26
⑦教育・文化	27
教育	
文化・文化財	
⑧自然・環境	27
⑨ネット社会	28
6. 事件・事故	29
①犯罪報道の意義	29
②実名と匿名	29
③呼称	29
④少年事件	30
⑤映像	30
⑥メディア・スクラム（集团的過熱取材）	31
⑦被害者の人権	32
⑧誘拐報道協定	32
7. 政治・経済 世論調査	35
①政治	35
②選挙	35
③経済	36
④世論調査	36
8. 国際	38
①基本姿勢	38
②テロ・戦争報道	38
③海外取材の安全	39
④海外からのニュース・番組	39

⑤外国の地名・人名の表記や読み方	39
韓国と北朝鮮の地名・人名など	
中国の地名・人名など	
9. 情報社会と宣伝・広告	41
①情報と宣伝・広告の区別	41
②命名権	42
③冠大会	42
④多様化する広告	42
⑤地域団体商標制度	43
⑥商標の検索	43
10. 著作権	44
①基本的な考え方	44
②権利処理	44
③引用・報道のための利用	44
引用	
報道のための利用	
④番組の再使用	46
⑤放送番組・素材の二次使用	46
⑥制作委託番組の著作権	46
11. 国際放送	48
12. 視聴者との結びつき	49
①誠意ある対応	49
②放送番組審議会	49
③BPO（放送倫理・番組向上機構）の取り組み	50
④訂正放送	50

【資料編】

放送法（抜粋）	53
国民保護法制関連規定（抜粋・要約）	57
NHK国内番組基準	59
NHK国際番組基準	63
NHK倫理・行動憲章、行動指針	64
放送倫理に関する規程など	67
○NHK・民放連「放送倫理基本綱領」	
○放送倫理の確立に向けて	
○BPO規約（抜粋）	
○BRC運営規則（抜粋）	
○NHKにかかわるBRC決定	
NHK個人情報保護方針	75
NHK情報公開基準	78
アニメーション等の映像手法について	82
アジア太平洋地域における国境を越える 衛星放送機関のためのガイドライン	84
索引	86
あとがき	89

1 自主自律の堅持

NHKは、公共放送として、憲法で保障された表現の自由のもと、正確で公平・公正な情報や豊かで良質な番組を幅広く提供し、健全な民主主義の発展と文化の向上に寄与する。

この役割を果たすため、報道機関として不偏不党の立場を守り、番組編集の自由を確保し、何人からも干渉されない。ニュースや番組が、外からの圧力や働きかけによって左右されてはならない。NHKは放送の自主自律を堅持する。

全役職員は、放送の自主自律の堅持が信頼される公共放送の生命線であるとの認識に基づき、すべての業務にあたる。

日々の取材活動や番組制作はもとより、放送とは直接かかわりのないNHKの予算・事業計画の国会承認を得るなどの業務にあたって、この基本的な立場は揺るがない。

日本国憲法

第21条 集会・結社・表現の自由、通信の秘密

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

放送法

第1条 目的

この法律は、左に（以下に）掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

第3条 放送番組編集の自由

放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

第3条の2 国内放送の放送番組の編集等

放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

(以下、略)

国内番組基準

日本放送協会は、全国民の基盤に立つ公共放送の機関として、何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守って、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かで、よい放送を行うことによって、公共の福祉の増進と文化の向上に最善を尽くさなければならない。

この自覚に基づき、日本放送協会は、その放送において、

- 1 世界平和の理想の実現に寄与し、人類の幸福に貢献する
- 2 基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る
- 3 教養、情操、道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養うのに役立つようにする
- 4 わが国の過去のすぐれた文化の保存と新しい文化の育成・普及に貢献する
- 5 公共放送としての権威と品位を保ち、公衆の期待と要望にそう

ものであることを基本原則として、ここに、国内放送の放送番組の編集の基準を定める。

(全文は資料編を参照)

2 取材・制作の基本的な姿勢

① 正確

- NHKのニュースや番組は正確でなければならない。
正確であるためには事実を正しく把握することが欠かせない。
しかし、何が真実であるかを確かめることは容易ではなく、取材や制作のあらゆる段階で真実に迫ろうとする姿勢が求められる。
- ニュースや番組において簡潔でわかりやすい表現や言い回しは必要だが、わかりやすさのために、正確さを欠いてはならない。
- 番組のねらいを強調するあまり事実を歪曲してはならない。
- 事実関係の誤りが明らかになった場合には、速やかに訂正する。

② 公平・公正

- NHKの放送は、視聴者にできる限り幅広い視点から情報を提供することを目指す。
- 意見が対立する問題を取り扱う場合には、原則として個々のニュースや番組の中で双方の意見を伝える。
仮に双方の意見を紹介できないときでも、異なる意見があることを伝え、同一のシリーズ内または一定の期間内に紹介するようにする。
- 番組ではさまざまな意見や見方を反映できるよう、出演者は幅広く選ぶ。
- 社会的に弱い立場にある人たちの視点を忘れてはならない。
- 事実と意見は明確に区別されるべきである。
- 歴史的イベント、事柄、事象について意見の対立があるものや、学問的に見解が対立しているものについては、多角的に検証したうえで放送する。
- 意見が対立して裁判や論争になっている問題については、できるだけ多角的に問題点を明らかにするとともに、それぞれの立場を公平・公正に扱う。

③ 人権の尊重

基本的人権の尊重は、憲法が掲げる最も重要な原則であり、放送でも最優先されるべき原則である。人権を尊重し、不当に名誉を傷つけたり、プライバシーを侵害したりしないよう、取材や制作のあらゆる過程で細心の注意を払う。

日本国憲法

第11条 基本的人権の享有

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第13条 個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 法の下での平等、貴族の禁止、栄典

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

(後略)

【名誉・プライバシー】

- 「名誉権」とは、「個人や団体の社会的な評価を侵害されない権利」であり、内容が虚偽である場合や公共性、公益性が認められない場合には、名誉権を侵害（名誉棄損）することがある。
- 名誉棄損にあたるかどうかは、
 - (a) 報じる必要性や公共性があるか
 - (b) 公益目的にかなっているか
 - (c) 内容が真実であるか、また、取材を尽くしたか
 などの条件によって総合的に判断されるが、対象者が有名人・公的人物の場合は、公共性や公益目的は認められやすい。

放送で当事者の承諾なく名誉にかかわる問題を取り上げる際には、これらの点を十分に検討し、不当に名誉を傷つけることのないよう配慮することが必要である。

- プライバシーとは「私生活をみだりに公開されない利益」であり、内容が真実であっても、報道機関として必要な報道の範囲を超えた場合にはプライバシーを侵害することがある。
- 放送で当事者の承諾なくプライバシーにかかわる問題を取り上げる際には、名誉権の(a)(b)の条件に加えて、
 - ・ 報じられた者がどの程度の被害を受けるか、などを十分に検討し、プライバシーを不当に侵害しないように配慮することが必要である。

【映像と肖像権】

- 「肖像権」とは「何人もその承諾なしに、みだりにその容貌、^{ようぼう}姿態を撮影・公表されない自由」であり、当事者の承諾なしで撮影したり放送に使用したりすると、肖像権を侵害することがある。
- 放送で当事者の承諾なしで撮影したり放送に使用したりする際には、以下に引用する最高裁判所の判決を踏まえ、報道機関として必要な報道の範囲を超えて、肖像権を不当に侵害しないように配慮することが必要である。

肖像権をめぐる最高裁の判決

平成11年に和歌山市で起きた毒物カレー事件の被告が、法廷での写真やイラストを雑誌に掲載した出版社を訴えた裁判で、最高裁判所は平成17年11月、承諾なしに行なわれた撮影が肖像権の侵害にあたるかどうかについては「被撮影者の社会的地位、活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合的に考慮し、社会生活上受忍の限度を超えるといえるかどうかを判断して決すべき」であるという判断基準を示した。

そのうえで、手錠などで身体を拘束された状態の写真やイラストを公表することは社会生活上受忍すべき限度を超え、人格的利益の侵害にあたるという判決を言い渡した。

- 居宅や病院内など、よりプライバシーが尊重される場所では個人の姿を承諾なしに撮影することは、原則として認められない。
- 大多数の人が羞恥心しゅうちを抱くような表情や姿を放送して、撮影された人の名誉を損なわないように注意しなければならない。
- 事件や事故、災害などでは、死者の尊厳や遺族の心情を傷つける遺体の映像は、原則として使用しない。
- 公の場所ではカメラマンは腕章を着用するなど、NHKが撮影をしていることが周囲の人にわかるようにする。
- ロボットカメラの映像や、一般の人から提供を受けた映像を使用する場合もプライバシーに十分配慮する。

【差別】

- 職業や地位、境遇、性別などを差別的に扱ってはならない。
男女は平等であることを尊重する。
- 世界人権宣言は第2条1項で、
「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」と定めている。
- 差別は目につきにくいところで潜在的に行われたり、無意識に行われたりすることが多く、どのような表現が差別にあたるかは番組全体の構成や文脈の中で判断する必要がある。
- 人種や性別、職業、または障害などに理由もなく言及することは差別につながるおそれがあり、注意すべきである。
- 人種、民族、国家、風俗や習慣、言語などについて、蔑視べっししたり揶揄やゆしたりして、差別感を持たせるような表現はしない。
- 病気や障害のある人を取り上げる場合は、本人や関係者の人権を十分に尊重し、同じ立場にある人たちを傷つけないよう配慮する。
ハンセン病は、かつて不治の病と考えられ、国の誤った隔離政策のため、差別や偏見の対象となった。また、エイズに対しても、感染の仕方や原因について誤解からくる偏見も少なくない。放送にあたっては、これらの病気の感染者の社会参加が阻害されることがないように、十分配慮しなければならない。

- 難病や遺伝性の病気などの放送にあたっては、ことばによる表現はもちろん映像においても、差別やプライバシーなどの人権に十分に留意する必要がある。取材の過程においても、健康や障害に関する個人の情報が、本人の意思と無関係に漏洩^{ろうえい}することがないようにしなければならない。

【宗教】

- 信教の自由は憲法で保障された権利であり、放送で宗教上の信仰、教義、宗派を取り上げる際には、正確かつ偏りなく伝えなければならない。
- 宗教上の行事やしきたりなどを戯画化したり揶揄^{やゆ}したりするような表現はしない。

④ 品位と節度

- 放送は、常に品位と節度を心がけ、視聴者に不快感や苦痛を与える内容、場面は避ける。とりわけ、青少年に及ぼす影響については、慎重な配慮が求められる。

【暴力】

- 暴力的な行為や言動は、どのような場合にも肯定したり正当化したりしない。
- ドラマなどフィクションの世界であっても、過度の刺激的な描写や暗示、不適切なことばなどは避ける。
- 暴力場面を扱う場合には次の点に留意する。
 - カメラワークや色彩、音響効果などで恐怖感や残酷さを必要以上に強調しない。
 - 歴史ドラマや時代劇の中で、殺人、暴力、戦闘などが番組の本質的な要素である場合でも、残忍な場面は慎重に扱う。

【性】

- 性の取り扱いや表現については、品位を失わないよう細心の注意を払う。
- ドラマなどで、性に関する表現や描写が必要な場合でも、放送時間帯などに十分留意する。

⑤ 取材の基本ルール

【取材先との関係】

- 取材相手には誠実に接し、互いの信頼を大切にしなければならない。
- 取材にあたっては、番組および取材の意図を事前に十分説明し、理解を得る。
また、取材後の状況の変化によって番組のねらいが変更された場合にも、取材の相手に十分に説明する。
- 取材の相手から取材に応じるための条件を出された場合、その条件を受け入れることができなければ、その旨をはっきり伝えなければならない。

【取材源の秘匿】

- 取材源の秘匿は、報道機関が長い時間をかけて培ってきた職業倫理の一つである。
- 重要な情報は、時により提供者や取材協力者の名前を秘してしか入手できないことがあり、匿名を条件に得た情報の取材源は、これを第三者に明かしてはならない。
この保証がなければ、取材相手は真実を話さなくなり、真実の究明によって国民の知る権利に応えることができなくなることを、常に忘れてはならない。

【撮影・録音】

- 取材の相手が、撮影や録音を明確に拒否している場合は、原則として撮影や録音は行わない。
- ただし、次のような場合には、所属の部長の許可のもとに取材相手の同意なしに撮影や録音を行う場合がある。
 - ・取材相手の同意なしの撮影、録音以外に反社会的な行為を取材できず、かつ、これを放送することが公共の利益に照らして必要なとき。
 - ・事態が流動的で、取材時には撮影や録音について同意を得ることが難しいと判断し、かつ、条件が整った段階では、これを放送することが公共の利益にかなうと判断したとき。

【未成年者の取材・番組出演】

- 未成年者の取材や番組への出演にあたっては、取材や出演が不利益にならないよう十分配慮するとともに、精神的な圧迫や不安を与えないよう注意する。
また、取材や番組の内容によっては、必要に応じて保護者にその趣旨を説明し承諾を得る。

- NHK以外の施設や屋外で番組の収録やロケを行う場合、中学生以下の出演者については、事前に内容やスケジュールを保護者に説明するなど細心の注意を払う。

【取材の安全】

- 出演者や取材協力者、および取材・制作担当者の安全の確保に十分配慮する。
- 災害地域や紛争地域などでは、あらかじめ緊急避難ルートや連絡手段、医療の確保など具体的な安全対策を立てておく。
- 航空取材においては航空法に従った安全な飛行を守るとともに、災害時の救助作業や市民生活の妨げにならないよう、飛行時の騒音にも注意を払う。

⑥ 番組の企画・制作

【企画・制作】

- 番組の提案にあたっては、企画の独創性や視点の新しさ、社会的な意味などを明確にする。また、提案の内容について担当者間で議論を尽くし、制作にあたっては共通の認識を持つことが大切である。
- 番組のジャンルを問わず、構成や演出など、全般にわたって幅広く目配りするとともに、題材や出演者の選び方に偏りがないように注意する。
- 報道番組やドキュメンタリー、情報番組などでは、正確な取材に基づいて真実や問題の本質に迫ることが大切である。事実の再現の枠をはみ出して、事実の捏造ねつぞうにつながるいわゆる「やらせ」などは行わない。
- 出演者や直接の取材対象者はもちろんのこと、その家族や取引先など関係者に及ぼす影響についても考慮する必要がある。
- 撮影・録音した素材のどの部分を使うかの判断はNHKが行う。編集にあたっては、全体の趣旨を的確に伝えるように努める。事実をゆがめたり、誤解を与えたりするようなことがあってはならない。
- 編集段階や放送前のテープの試写にあたっては、原則として部外者が立ち会ってはならない。ただし、出演者や学識経験者などの専門家からアドバイスを受ける場合、広報目的の番組の試写の場合など、必要性があると判断したときは所属の部長の許可を得て行う。
- 番組の制作および編成について責任や権限を持たない者は、責任や権限を持つ者の許可なく、個々の番組の制作に関与してはならない。

【再現】

- 過去の出来事を再構成する「再現」には、丹念な取材と検証の積み重ねが欠かせない。
制作者の意図を映像化するためのさまざまな表現の可能性が存在すると同時に、誇張やゆがめられた事実が入り込む危険性も潜んでいることに注意しなければならない。
- 使用にあたっては、再現であることがわかるように努めるなど、過剰な演出に陥らないように注意する。

【CG、映像・音声の加工】

- デジタル技術を駆使したコンピューターグラフィックスは、実写映像と区別のないまでに精巧なものとなり、合成や置き換えなどの加工も容易に行うことが可能になった。
これまで困難だった映像表現を可能にする一方で、使い方を誤ると視聴者に誤解を与えるおそれがある。
使用にあたっては番組の性格を十分考慮し、視聴者の誤解を招かないよう注意することが必要である。
- 映像や音声を加工するにあたっては、プライバシーの保護など、その必要性を十分吟味する。

【映像資料】

- ニュースや番組の中で過去に撮影した映像資料を使用する場合には、新たに撮影した映像と誤解されないよう注意する。
- 社会的に否定的な問題として受け止められるニュースなどでは、そのニュースに直接関係のない人や建物などの映像資料は、原則として使用しない。
住宅の表札、企業名や商品名の書かれた看板・ポスターなどの文字情報には特に注意が必要である。
- 過去の犯罪で有罪の判決を受けた人でも、すでに刑期や執行猶予期間を終えている場合には、事件当時の映像の使用は、事件の持つ社会的な意味などを総合的に検討し判断する。

【効果音】

- 番組に効果音や音楽を使用する場合は、その番組の内容にふさわしいかどうかを考慮する。また、過剰にならないよう注意する。
- ニュースについては、原則として素材にない効果音を加えて内容を強調しない。

【番組ホームページ】

- 放送番組のホームページでは正確な情報を提供し、ことさら特定の団体や個人の利益につながるような情報は公開しない。
- 視聴者の意見やメッセージをホームページに公開する場合は、特定の団体や個人を中傷するなど不適切な内容が含まれていないか責任を持って精査するとともに、視聴者に対しNHKが内容の取捨選択を行う場合があることを周知する。
- 伝言板などに書き込まれた視聴者の意見は放送で使われる可能性があることをあらかじめ明記し、ビデオや出版物など二次使用が見込まれるか否かにかかわらず、著作権についての条件なども明示することが望ましい。
- 番組のホームページの登録メンバーとして、未成年者に番組制作に参加してもらう場合は、保護者の承諾を得ることを原則とする。

⑦ 表現

【放送のことば】

- 放送のことばは、正確さと同時にわかりやすさが基本である。
難解なことばや専門用語、一般的でない外来語などは、避けるかできるだけ言いかえるようにする。
- 人権、人格、名誉を傷つけ、差別感や侮蔑感^{ぶべつ}を与えるおそれのあることばや表現を用いてはならない。
- 地域文化の多様性を尊重するため、必要に応じて方言の活用を図る。
- 放送の用字用語はNHK編「新用字用語辞典」および「NHKことばのハンドブック」に準拠する。

【映像表現】

- 映像による表現は時として、ことば以上に強い力を持つ。
撮影や編集にあたっては、プライバシーなどへの配慮とともに、過度の不安感や嫌悪感を与えないようにする。
- いわゆるサブリミナル技法のように通常の状態では知覚、識別できない表現技法で視聴者の潜在意識に働きかけ、影響を与えるような放送はしてはならない。
- アニメーションなどの映像手法については、NHKと日本民間放送連盟が身体への影響に配慮して共通のガイドラインを定め、次の点に注意するよう求めている。

- 映像や光の点滅は原則として、1秒間に3回を超える使用を避け、「鮮やかな赤」の点滅は特に慎重に扱う。
 - コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しない。
 - 規則的なパターン模様が、画面の大部分を占めることを避ける。
- (全文は資料編を参照)

⑧ 情報や資料の適正な取り扱い

- 「個人情報の保護に関する法律」では「報道」「著述」「学研究」の目的で個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱事業者の義務などを定めた規定の適用除外としている。
その一方で、これらの適用除外分野についても自ら必要な措置を講じるよう求めており、NHKは、報道の自由、表現の自由、学問の自由を堅持していく立場で個人情報を適正に取り扱うことにしている。
- 取材で得た情報を、個人の利益のために利用することは許されない。
- 番組で視聴者から手紙やメールを募る場合は、使用の目的を明確にする。放送終了後は厳重に管理し、必要がなくなったときには適切な方法で廃棄する。
- 借用した資料は、紛失や盗難などのないよう保管し、貸し主の指示した方法に従って丁寧に扱う。また、使用後は速やかに返却する。

⑨ 目的外使用の禁止

- 放送用テープ（素材や編集中のものを含む）や放送台本・取材メモなどの関連資料は、放送目的以外に使用しないことが原則である。
部外者から提出や閲覧を求められても、応じてはならない。
裁判所や捜査当局などからの要求であっても、提出すればその後の報道や取材に重大な制約を招くおそれがあるため、原則として避けるべきである。
広報目的の番組の試写やコンクールなどへの対応、著作権処理などを行ったうえで二次使用、訂正放送にかかわる請求があった場合などは除く。

3 法令遵守と厳正な経理処理

① 法令やルールの遵守

- 取材・制作はもとより、すべての行動において、法令や社会のルール、内部規程を遵守しなくてはならない。
- 国や地域の慣習や文化を尊重するとともに、自らの行動に責任を持つ。
- 取材や制作にかかわるスタッフなどとの契約のルールを守る。労働基準法や独占禁止法、いわゆる下請法（下請代金支払遅延等防止法）など、関係の法令を理解し、遵守・尊重する。また、安全の確保に目配りする。
- 法令や内部規程の違反など、不正や不祥事を知ったときは、上司やコンプライアンス窓口に報告するなど、速やかに適切な措置をとらなくてはならない。

② 厳正な経理処理

- 視聴者が負担する受信料の重みを自覚し、公金であるという意識を常に念頭におかなければならない。
- 経費の使用にあたっては、公私のけじめを明確にし、経済性・効率性を心がけるとともに、適正で迅速な事務処理を行う。
また、公序良俗や社会常識に反する経費の使用は認められない。
- 物品の代金、委嘱料や出演料などの支払いにあたっては、金融機関を通じた払い込みを原則とし、手続きにのっとり、正しく処理する。特に次のような点に留意する。

【委嘱料】

- 脚本・構成台本・音楽などの委嘱を行う場合は、必要性や契約額の妥当性を吟味したうえで「委嘱業務等審査委員会」の承認を受ける。
- 支払いに際しては、所属の部長を含め複数で、成果物（現物）を確認する。

【出演料】

- 番組の出演者には、出演内容の実態に基づき、所定の基準に則して出演料を支払う。
- 出演者の役割などによっては、記念品に代える場合や他の対応をとる場合もあり、番組の構成や趣旨に基づいて適切に判断する。

【謝礼】

- 取材や番組制作に対する協力、情報提供などに対しては、その実態に応じて適正な範囲内で謝礼をすることができる。

【その他】

- 美術業務や衣装コーディネート業務についても、専門の委員会にはかり、効率的な運用と厳正で透明性のある経理処理を行う。

③ 取材・制作の委託**【関連団体、制作プロダクション】**

- 関連団体やプロダクションが番組を制作する場合も、委託にあたっては、このガイドラインの規定を守ることを確認するとともに、業務の期日や内容、情報の管理などに関する適切な契約を結ぶ。
- 関連団体やプロダクションが制作した番組であっても、放送に関する一義的な責任はNHKにある。
- 関連団体やプロダクションの制作担当者は取材先に対して、所属名と委託元のNHK担当部局名を伝えなければならない。
- フリーのカメラマンや制作者などと契約を結ぶ際にも、これらの点に留意しなければならない。

【リサーチャー、コーディネーター】

- 番組に必要な情報収集をはじめ、出演者や取材協力者、ロケ場所やロケ協力者に関する情報の収集や調整などの業務を、リサーチャーやコーディネーターに依頼する場合は、これまでの実績や専門性などを検討したうえで、所属の部長の許可を得て行う。

依頼の検討にあたっては、

- 緊急時、または作業量が膨大で、取材担当者だけでは必要な業務ができない場合
 - 語学や情報処理など高度の専門性が求められる場合
- など、必要性を十分吟味する。
- 業務の依頼にあたっては、このガイドラインの規定を守ることを確認するとともに、業務の期日や内容、情報の管理や報酬などに関する適切な契約を結ぶ。
 - 業務を進める際には、窓口となる職員が適切に指導する。

【制作補助】

- 制作担当者だけでは必要な業務ができない場合など、必要性や期間を十分吟味して、所属の部長の許可を得て依頼する。
- その場合も、このガイドラインの規定を守ることを確認するとともに、業務の期間や時間、作業の内容などを示し、情報の管理や報酬などに関する適切な契約を結ぶ。

4-1 災害

① 災害報道の役割と意義

- 地震発生と津波警報を迅速かつ正確に伝え、また台風や大雨による被害発生のおそれが強まったことを放送し、被害を少しでも防ぐ。
- 災害対策基本法に基づく避難指示や避難勧告、地域防災計画に基づく避難準備情報をできる限り伝え、特に自力で避難することが難しい高齢者や障害者の避難や防災に役立てる。
- 被害の状況をいち早く伝え、国や自治体などの行政機関、医療機関、それにボランティアを含めた広範な救援に役立つよう努める。
- 被災者に必要な情報を伝え、生活の再建を支えるとともに、被災者の置かれた状況を継続的に取りあげることで、復興に向けた長期的な支援を促す。
- 災害時だけでなく日ごろから防災の課題を積極的に取りあげ、安全な社会の構築に寄与する。

② 指定公共機関

- NHKは災害対策基本法で、日本赤十字社や電気、ガス、輸送、通信などの公益事業とともに指定公共機関に指定されている。災害時には状況を正確・迅速に伝える責務がある。
- 放送法も、被害の軽減に役立つ放送を義務づけている。

放送法 第6条の2 災害の場合の放送

放送事業者は、国内放送を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

③ 地震・津波速報

- 強い地震が発生したとき、震源が海底だと津波が発生するおそれがある。このため地震・津波速報は迅速な放送が求められる。

- NHKの速報基準では地震の場合、震度3以上で全国放送（テレビは文字スーパー、ラジオは音声の上乗せ）を開始し、震度6弱以上になると通常番組を中断して臨時ニュースを伝える。ただし状況によっては震度5強や5弱でもニュースを開始する場合がある。津波の場合、津波（大津波）警報で通常番組を中断して緊急警報放送を開始する。津波注意報でも広域に発表されればニュースに切り替える場合がある。

➡ 緊急警報放送については20ページを参照

④ 特別措置法と国の地震対策大綱

- 地震は日本国内のどこでも発生するおそれがあるが、過去に繰り返し発生している大地震については、特別措置法で次の地震に備えた対策を強化・推進することが決まっている。
これらの特別措置法としては、
大規模地震対策特別措置法＝東海地震の予知と発生に備える法律
東南海・南海地震特別措置法＝東南海、南海地震に備える法律
日本海溝・千島海溝周辺地震特別措置法
＝宮城県沖地震や北海道沖の地震に備える法律、がある。
- 特別措置法とは別に国の防災基本方針である地震対策大綱で地震への備えが決められているのが首都直下地震である。

【東海地震】

- 東海地震は静岡県の駿河湾から浜名湖沖にかけての海底を震源域とするプレート境界型の大地震で、その規模はマグニチュード8と想定され、「いつ起きてもおかしくない」とされている。
- NHKでは東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言（予知情報）、大規模地震の発生まで、迅速かつ的確な放送を行うための準備をしている。

【東南海・南海地震、宮城県沖地震】

- 東南海・南海地震は熊野灘沖から紀伊半島沖、四国沖の海底を震源に過去繰り返し起きてきた巨大地震で、2つの地震は同時に、あるいはわずかな時間を置いて起きる可能性があるうえ、最悪の場合は東海地震との連動もありえると指摘されている。

- 宮城県沖の海底では30年から40年の間隔を置いて繰り返し大地震が起きている。国の地震調査委員会は、今後30年以内に宮城県沖地震が起きる確率は99%としている。
- これらの地震は津波を伴うおそれがあり、地震発生の速報とともに、津波警報の迅速な伝達が必要である。

【首都直下地震】

- 首都直下地震については、今後30年以内にマグニチュード7前後の地震が起きる確率は70%に達しており、国は震源の場所や深さなどを変えた18のケースについて、揺れと被害の大きさを推定して公表している。
- 首都直下地震は人口が集中した都市部で発生するため、地震発生時における被害や混乱を減らし、住民がとるべき防災行動の指針となるような放送が求められる。

⑤ 台風と集中豪雨

- 日本列島には1年に平均して10個あまりの台風が接近し、このうちの2～3個が上陸して大きな被害をもたらしている。台風が日本に接近したり上陸したりするおそれがあるときは、できる限りテレビとラジオで特設ニュースを放送する。
- 台風の特設ニュースでは、台風の中心に近い場所の様子や被害の有無、それに台風の予想進路、防災上警戒すべき点などについて放送する。
- 集中豪雨は、いつ、どこで降るのかを予測することが現在の予報技術ではきわめて難しく、住民の避難の遅れが出やすいため注意が必要である。

⑥ 火山噴火

- 火山の噴火は、突然始まって急激に活発化し、広い範囲に被害をもたらすことが少なくない。周辺の住民が迅速な避難を求められ、避難生活が長期化することもしばしばである。
- 火山の活動は火山ごとに特徴がある。前兆がほとんどなく大噴火を起こす火山や、事前に地殻変動が現れ噴火する火山、小規模な噴火を繰り返して大噴火に至る火山などがある。主だった現象もさまざまで、爆発的噴火、火砕流、溶岩流、それに火山ガスなど火山によって異なる。こうした特徴を踏まえたうえで、住民の防災に役立つ放送をする必要がある。

⑦ 災害予測地図

- 火山噴火や水害、津波などの被害の及ぶ範囲を予測した災害予測地図や、周辺市町村が策定している防災計画などの情報を日ごろから放送して、防災知識の普及に努める必要がある。

⑧ 被災者への取材

- 被災者は、家族や財産を失って追い詰められた状態にある場合が少なくない。取材や放送にあたっては、被災者の置かれた立場に十分配慮する必要がある。
- 被災者の取材は、災害の悲惨さを伝えるだけでなく、行政やボランティア団体などに対して必要な支援を促すねらいもある。
- 取材と放送にあたっては、被災者に対する基本的なマナーを欠いてはならない。災害で家族を亡くした遺族の悲しみを思い、避難所での取材で被災者のプライバシーに配慮するのは基本である。このほか、被災者に不快な感じを与えるような取材態度は慎まなければならない。

⑨ 速報の基準

テレビは文字スーパー、ラジオは音声の上乗せで速報する。

ただしニュース放送中はアナウンサーの読みで伝え、文字スーパーをしないと きもある。

情報の種類	発表官庁	備考（放送の種別など）
震度情報	気象庁	震度3以上が観測された場合、全国放送
津波（大津波）警報、津波注意報	気象庁	全国放送 警報が出た場合、緊急警報放送も行う
緊急火山情報	気象庁	全国放送または地域放送 火山活動の警報にあたる情報
記録的短時間大雨情報	気象庁	地域放送 数年に一度程度の激しい雨が短時間に観測、または解析されたときに出される情報

暴風、暴風雪、大雨、 高潮、洪水の各警報	気象庁	地域放送
大雪、波浪の各警報	気象庁	地域放送のできる限り速報する
〇〇川洪水警報 (指定河川洪水警報)	国土交通 省、都道 府県など	地域放送のできる限り速報する 水位と雨量などから特定の川で洪水の 危険が高まったときに送られる情報
土砂災害についての情報	気象庁と 都道府県	地域放送のできる限り速報する 土砂災害が発生する危険性が高くなった ときに送られる情報
避難指示* 避難勧告* 避難準備情報	市町村	地域放送のできる限り速報する 多数の市町村に出た場合、市町村名では なく地域や地方などの呼称で伝えること がある * いずれも災害対策基本法に基づく避難指示、 避難勧告を指す

緊急警報放送

- 大災害のおそれがあるときに、放送局から特別な信号を送ることで、専用の受信設備が内蔵されたテレビやラジオでは、スイッチが自動的に入り、緊急時の放送を受信できる。

実施基準は次のとおり。

- 大規模地震の警戒宣言が発表された場合
- 津波（大津波）警報が発表された場合
- 災害対策基本法に基づいて都道府県知事等から要請を受けた場合

NHKでは昭和60年(1985)から全国運用を開始し、平成17年まで緊急警報放送を13回実施した。いずれも津波（大津波）警報の場合である。

⑩ 災害情報ホームページ

- 台風が日本に接近したり強い地震が発生したりして、臨時ニュースや特設ニュースを放送する場合は、NHKのホームページ上に災害情報サイトを開いて、放送した内容を文字情報として公開する。

URLは <http://www.nhk.or.jp> で、各放送局へもリンクしている。

4-2 原子力事故

【原子力事故の報道】

- 原子力発電所や原子力施設での事故は、人間の五感ではとらえられない「放射能」が脅威となることから、正確な情報を迅速に、しかもわかりやすく伝える必要がある。
- 原子力事故は事態が時々刻々と変化していくため、放射性物質の外部への放出、住民の避難あるいは屋内退避の勧告といった情報は、できる限りリアルタイムで伝える。
- 避難や屋内退避が勧告された区域（防護対策区域）に立ち入っての取材は、原則として行わない。
- 事故施設周辺の取材はポケット線量計を携行するなど、安全に十分留意する。

【原子力災害対策特別措置法】

- 平成 11 年に茨城県東海村で起きた臨界事故をきっかけに、原子力災害対策特別措置法が施行され、原子力の重大事故の際には、内閣総理大臣が「原子力緊急事態」を宣言して国が主導的に対応することが定められた。

- 異常事態

原子力施設の敷地境界での放射線量が一定の基準を超えると、国や自治体は警戒態勢に入る。基準を超える事態が発生していることが確認されれば、直ちにスーパー速報して伝える。

- 緊急事態

異常事態がさらに拡大して、「原子力緊急事態」が宣言されると、総理大臣か官房長官が記者会見をする。津波警報に準じて、「緊急対策区域」や「屋内退避」「飲食物摂取制限」など必要な措置、注意事項などを伝える。

4-3 国民保護法制

- 平成15年、武力攻撃事態対処法などいわゆる有事関連3法が、翌年には、国民保護法が成立した。
NHKは有事の際の指定公共機関として、警報および避難の指示（警報の解除、避難の指示の解除を含む）、緊急通報の3つの情報を放送する責務を負うこととなった。
- 警報は、国の対策本部長（内閣総理大臣）が発令し、東京の放送センターに連絡が入る。また避難の指示と緊急通報は、都道府県知事が発令し、該当の放送局に連絡が入る。
- 有事に際しても、あくまでNHKが自らの編集判断で、取材や放送にあたることに何ら変わりはない。
国民の生命や財産に直結する情報を迅速かつ的確に伝えることで、報道機関としての役割を果たし、公共放送に対する国民の期待に応える。

国民保護法 第7条

- 2 国及び地方公共団体は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、その言論その他表現の自由に特に配慮しなければならない。

衆参両院の特別委員会の附帯決議

放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。

- 緊急情報の放送は、簡潔でわかりやすいことが重要である。内容が過大な分量だったり、理解しにくかったりすれば、迅速・的確な放送の障害になるおそれがある。

- 3つの緊急情報のうち、特に、住民の避難に関する都道府県知事の指示については詳細にわたることも予想される。

総務省消防庁が作成した都道府県国民保護モデル計画では、「伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする」と記述している。

5 暮らしと社会

① 家族

- 家族の形や家族をめぐる考え方は多様化している。結婚という形式にとらわれない男女、あるいは離婚、死別などの事情で父親ないしは母親だけの子どもも増えており、そうした家庭への配慮は欠かせない。
- 家族や親族といっても立場や考え方が異なる場合もあり、さまざまな家族関係の取材や放送にあたっては、それぞれの状況に十分配慮する。また、家族の中に未成年者がいる場合は、より慎重な姿勢が必要である。

② 福祉

- 障害者や高齢者への社会的な認識を高め、思いやりのある市民社会の成熟を図ることは、福祉の向上のために欠かせない。
- ニュースや番組を通して、障害がある人、心の病に悩む人、高齢者、子ども、すべての人々が「ともに生きる社会」の実現に向けた課題を伝え、ともに考えていく機会とすることが大切である。
- 本人の尊厳や家族の心情を考慮し、人権を損なうことのないよう十分に配慮する。
- 障害がある人もない人も、ともに社会の一員として暮らすことができるように、環境整備を進めようという考え方が広く浸透してきている。誰もが人格と個性を尊重し支えあう社会の実現のために、さらに社会参加の壁をなくしていくことが求められている。

障害者を取り巻く現状と障害者が望む社会の方向性をよく理解し、取材や放送にあたる必要がある。

③ 医療

- 医療や健康に関する情報は視聴者の関心が高く、最新の情報を、わかりやすく伝えることが何よりも必要である。専門家の解説や難しい専門用語についてはわかりやすい表現で言いかえたり説明を加えたりして、視聴者の要望に応える。

- 最新の治療法や新薬については評価が定まるまで時間がかかる場合があり、多方面の取材を通じてその有効性や問題点、条件など正確な情報を心がける。病気に悩む人々は、切実な思いで放送を見たり聴いたりしているので、それらの人々に十分配慮し、誤解のない表現でわかりやすく伝える。
- 病気の中には不適切な病名で患者が傷つけられるとして、病気の呼称が変更される場合がある。病名の扱いや症状の解説にあたっては、患者を傷つけないように最新の情報に気を配り、患者に配慮した表現を心がける。
- 医学番組には、患者や家族が切実な思いで相談を寄せてくることがある。そこには個人の健康状態や病名などプライバシーにかかわる情報が含まれているので、情報の取り扱いについては十分な注意と配慮が必要であることを番組の担当者間で確認しておく。
また、相談の手紙やメールなどは放送後厳重に管理し、必要がなくなったときには適切な方法で廃棄する。
- 不妊治療や再生医療、クローン技術など先端医療は、患者や家族に大きな恩恵をもたらす可能性がある。その一方で、確立されていない技術の危うさや倫理の問題も抱えている。
患者のプライバシーが公になれば、周囲から思わぬ誤解を招くこともあるので、患者や家族のプライバシーに配慮しつつ、先端医療の問題点を伝えるよう心がける。

④ 科学技術

- 科学技術は生活に大きなかわりを持つばかりか、自然環境や社会に及ぼす影響はますます大きなものとなっている。
ニュースや番組では、最新の技術の動向をその持つ意味や背景とともにわかりやすく伝える必要がある。
- 議論が分かれる学説についてその時点での最新の成果を伝える場合、多角的な視点で取材を行い適切に放送する。
また、特定の技術の利用について賛否の分かれる問題についても、双方の立場を公平に伝えることで視聴者の判断に資する。
- 安全上の理由で外部からの入室が制限されている施設（高度病原細菌研究施設、原子力関連施設など）での取材は、その施設の安全ガイドラインに従い行動する。

- 遺伝情報、指紋など個人が特定される情報をニュースや番組で取り上げる場合は、プライバシーを損なったり、悪用されたりしないように注意する。

⑤ 食を取り巻く環境

- 平成17年に食育基本法が施行され、正しい知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践するための「食育」を国民運動として進めることになった。

この背景として、食べ物を大切に作る心の欠如、栄養の偏りや不規則な食事、生活習慣病の増加、さらには「食」の海外への依存などの問題が指摘されている。

- 食料生産を担う農畜産業や水産業の現場は、国際競争の激化、担い手の減少・高齢化と農地や漁場の荒廃など多くの課題を抱えている。
- 放送では、消費者が安心して食品を選べるよう「食」の知識の普及に努める。また、「食」を支える生産者や産地の実情にも触れながら、消費者と生産者のかかわりや「食」を取り巻く環境にも目を向ける必要がある。
日本の伝統的な食文化の継承や世界各地の多様な食文化にも配慮する。

- 農業には食料生産以外にも、環境保護、水源涵養、景観保全、レクリエーション、教育など多面的機能があることが指摘されるようになってきている。こうした農業の多面的な機能にも注目することが望ましい。

⑥ 食の安全と表示

- BSEや鳥インフルエンザ、食中毒事件など、食の安全に関する情報について視聴者の関心はきわめて高い。正確に伝わらないと、買い控えなど、いわゆる風評被害につながるおそれがある。科学的な見地から多角的に取材し、不安をおおることがないように、安心情報も含め冷静に伝えることが大切である。
- 一般に健康によいと称して売られている健康食品やサプリメントは、特定保健用食品など一部を除いてははっきりとした定義はない。
病気の症状の改善など効能をうたうことは法律で禁じられているので、栄養成分などの紹介にあたっては断定的な表現や、誇張は避ける。
- 健康食品の表示に関する法律は、食品衛生法、薬事法、健康増進法など多岐にわたっている。健康食品をめぐるっては、国民生活センターなどへの相談や苦情、法令違反も見られ、慎重に扱う必要がある。

- ダイエットは、生活習慣病の予防という視点から扱うこととして、^{そうしん} 瘦身願望をあおるようなことはしない。

⑦ 教育・文化

【教育】

- 少子化と核家族化が進み、子どもの教育を支える家庭や地域の力が低下していると言われるなかで、学校をはじめ教育現場の課題もこれまで以上に大きくなっている。また、子どもの学力や体力の格差が広がり、教育に何を求めるかという保護者の考え方も多様化している。学校や塾などの取材・放送にあたってはこうした現状を十分踏まえて行う必要がある。
- 教育現場で取材や撮影をする場合は、ニュースや番組の趣旨および撮影内容を管理者に説明し承諾を得る。また、必要に応じて保護者に対しても管理者を通じ説明することが望ましい。
- 児童や生徒の人権を尊重し、保護者や本人が望まない場合には取材・撮影の対象としないなどの配慮が必要である。
- 取材は、学校行事や学習計画を妨げるのないように計画的に行う。

【文化・文化財】

- 過去の優れた文化の保存や新たな文化の育成、普及に努める。
- 古典芸能については、一部の芸能や流派、流儀に偏らないようにする。
- 国宝や重要文化財の撮影には、細心の注意を払う。中継を行う場合は、設営や撤収に管理者の立ち会いを求めるなど、慎重に作業を進めることが重要である。
- 絵画や古文書などの文化財を撮影する際には、照明光の熱や紫外線・赤外線による影響を無視できない。一度劣化したものは復元できないため、細心の注意を払う。

⑧ 自然・環境

- 自然や環境の保全は、人類が健康で文化的な生活を送るうえで欠かせない。取材にあたっては環境保護を優先するとともに、必要に応じて研究者などの助言を得る。

- 動植物の生命を尊重し、撮影による動植物への影響を与えないよう配慮する。特別自然保護地区や、天然記念物などの希少動植物の撮影に際しては、許可を必要とする場合があるので注意する。
特に外国の場合、その国の法令や慣習に従い、監督官庁の許可を得て、その指示を守る。
- 絶滅のおそれのある種など貴重な動植物の撮影や編集にあたっては、繁殖地や生育地の場所が特定できないよう十分に配慮する必要がある。また、外来種の植物の種子などを持ち込んで生態系を破壊することのないよう細心の注意を払う。

⑨ ネット社会

- インターネットの普及に伴ってネットの匿名性を悪用した犯罪や反社会的な行為が多発している。ニュースや番組で取り上げる機会も増えているだけに、利便性だけではなく、その裏側に潜む危険性にも目を配る必要がある。
- ホームページの中には情報の不確かなものや、画像などの著作権の処理が正当になされていないものもあり、扱いには十分な注意が必要である。
- 番組などで紹介する場合は、情報源や内容の事実関係を確認する。また、映像を使用する場合は、原則として著作権者の許諾を得る。掲示板などに寄せられた書き込みについては、書き込んだ人が著作権者となる場合があるので注意が必要である。
ただし、ホームページの内容を引用したり報道目的で使用したりする場合は、許諾を必要としない。

➡ 「10. 著作権」の44ページ以下を参照

6 事件・事故

① 犯罪報道の意義

- 犯罪報道の意義は、安全で秩序ある社会の実現に寄与することにある。社会にどんな危険が存在しているのかを伝えることで、視聴者が危険を回避することが可能になる。また、法の不備や警察当局の対応の遅れが被害を拡大させている場合もあり、報道によって法の整備や警察当局の取り組みを促す効果も期待できる。

② 実名と匿名

- 事件・事故の報道は事実を正確に把握するため、実名による取材が原則である。最近是人権への配慮から、警察当局が被害者や関係者の名前を匿名で発表するケースが増えているが、実名で報道するか匿名で報道するかは、事件や事故の内容と背景、環境などを十分に検討したうえであくまでNHKの責任において判断する必要がある。
- 少年犯罪や性犯罪の被害者をはじめ、関係者の人権には十分配慮すべきであるが、どのような場合に匿名で報道するかについてもNHKの責任で判断する。
- 平成17年12月に定められた犯罪被害者支援のための政府の基本計画に「被害者の実名を発表するかどうかの判断を警察にゆだねる」ことが盛り込まれた。これに対してNHKなどが加盟している日本新聞協会と、日本民間放送連盟は共同で反対の声明を発表した。  34 ページに共同声明を掲載

③ 呼称

- NHKは昭和59年(1984)から他社に先がけて犯罪報道での名前の「呼び捨て」を原則としてやめ、「肩書」のほかに「容疑者」「被告」などの呼称をつけて放送している。人権尊重の立場を重視するとともに、活字メディアに比べて、放送が視聴者の感性に強く訴えるという特性を考慮した結果によるものである。ニュースの内容によっては「肩書」と「容疑者」の使い分けなど判断が難しいケースもあるが、人権を尊重して不公平な取り扱いとならないよう配慮する。

- 逮捕された場合の呼称は原則として「容疑者」、起訴・公判中の呼称は原則として「被告」とするが、事件の背景や構図をわかりやすく伝えるなどの目的で「肩書」も併用する。

④ 少年事件

- 事件当時20歳未満の容疑者については、少年法61条の趣旨を尊重し、原則として本人が特定されないよう匿名で報道する。顔写真や映像などについても、本人が特定されないよう細心の注意をする。
- 少年審判や、裁判の途中で成人になっても事件当時少年ならば、同じように原則として匿名で報道する。
- 警察庁は、少年が凶悪事件を起こして逃走中で犯行を繰り返すおそれが強い場合には、写真などを公開することができるという方針を明らかにしている。また日本新聞協会は、容疑者の少年が逃走中で、放火や殺人など凶悪事件を重ねることが明らかに予想されるなど、少年の保護よりも社会的利益を守ることを優先する特殊な場合は、例外として氏名や写真を掲載することを打ち出している。

NHKは日本新聞協会の方針を踏まえ、差し迫った危険があるかどうかなどを総合的に判断して実名で報道するかどうかを決めることにしている。

- いじめや校内暴力などの事件が学校内にとどまらず地域や社会の問題となる場合や、学校の指導に重大な責任があるときなどは、学校名を報道することもある。
- 事件の背景を知るうえで必要な第三者への周辺取材を行う場合は、容疑者の少年の名前を出さないように努めるなど、取材についても細心の配慮をする。
- NHKが放送する外国のニュースや番組の中に、少年の容疑者の顔や実名が出ている場合なども、原則として国内の少年の扱いに準ずる。

⑤ 映像

- 容疑者の人権に配慮し、手錠をかけられた映像は原則として使用しない。
- 容疑者の顔写真については、必要以上に繰り返し使うなどの乱用は避ける。
- 事件と直接関係がない容疑者の家族などの映像は使用しない。

- 暴力団が関係する事件の被害者の安全や、性犯罪の被害者が受ける二次被害のおそれなどを慎重に検討し、匿名報道の場合は、映像についても被害者が特定されないよう注意する。
- 家宅捜索などでは、事件と関係のない人や周囲の建物などは撮影しないよう注意する。
- 罪を犯した人でも、すでに刑期や執行猶予期間を終えている場合には事件当時の映像の扱いには十分注意する。

⑥ メディア・スクラム（集団的過熱取材）

- 事件や事故のときに、メディアの取材が過熱・集中して、関係者のプライバシーや市民の平穏な生活が侵害されているという批判の声が高まり、平成13年にNHKも加盟している日本新聞協会の編集委員会が「集団的過熱取材に関する見解」を、また、日本民間放送連盟も「集団的過熱取材問題への対応について」を発表し、連携して対策を進めてきた。NHKも、メディアへの信頼にかかわる問題として取り組んでいる。
- 日本新聞協会の見解では、メディア・スクラムとは、「大きな事件、事故の当事者やその関係者のもとへ多数のメディアが殺到することで、当事者や関係者のプライバシーを不当に侵害し、社会生活を妨げ、あるいは多大な苦痛を与える状況を作り出してしまう取材」と定義し、次の点を守るよう求めている。

日本新聞協会編集委員会の見解

- いやがる当事者や関係者を集団で強引に包囲した状態での取材は行うべきではない。
相手が小学生や幼児の場合は、取材方法に特段の配慮を要する。
- 通夜葬儀、遺体搬送などを取材する場合、遺族や関係者の心情を踏みにじらないよう十分配慮するとともに、服装や態度などにも留意する。
- 住宅街や学校、病院など、静穏が求められる場所における取材では、取材車の駐車方法も含め、近隣の交通や静穏を阻害しないよう留意する。

- メディア・スクラムが発生した場合には、社ごとの取材者数を抑えることや、取材する場所や時間の限定、質問者を限った共同取材や代表取材などを対策として掲げている。
メディア・スクラムの調整には記者クラブ、各地域の報道責任者会などがあたるが、現場レベルで解決できない場合に備え、NHKを含む新聞・通信各社の横断的な組織として新聞協会に「集团的過熱取材対策小委員会」が設けられた。
- 対象が有名人や公的な人物で、取材テーマに公共性がある場合には、一般人とは区別して考える。

⑦ 被害者の人権

- 被害者の人権は、加害者の人権に比べて守られていなかったという批判、反省があり、平成16年に犯罪被害者等基本法が作られるなど、犯罪や事故の被害者の権利を守る動きが広がっている。
- 犯罪被害者等基本法では
「被害者の多くは、その権利が尊重されてきたとは言い難い」
「直接の被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった」
「犯罪被害者の権利利益が保護される社会の実現に向け、新たな一步を踏み出さなければならない」と述べている。
- 報道のあり方についても、取材方法に被害者の心情を無視したところがあったのではないかと反省がある。過熱した取材や報道、無神経なことば遣いなどによって被害者を苦しめることがないように努めなければならない。現場に駆けつける家族をさえぎるような取材はしないなど、十分配慮しなければならない。
- 被害者の写真や映像についても、使用にあたっては不必要な繰り返しを避けるなどの配慮が必要である。

⑧ 誘拐報道協定

- 誘拐報道協定は、東京で昭和35年(1960)に起きた“雅樹ちゃん事件”がきっかけになって生まれた。この事件では被害者が殺害され、逮捕後犯人が「報道によって追いつめられた」と供述した。

この反省から、被害者の生命の安全を最優先にして報道の自由を自ら制限することもやむをえないという判断のもと、報道各社が、自主的に取材や報道を自制する誘拐報道協定を結ぶこととなった。

- 誘拐報道協定の締結は警察が申し入れるが、実際に協定を結ぶかどうかはNHKをはじめ報道各社が、独自に協定の必要性を判断しなければならない。

平成17年12月27日

犯罪被害者等基本計画に対する共同声明

社団法人 日本新聞協会
社団法人 日本民間放送連盟

犯罪被害者等基本法の施行を受けた犯罪被害者等基本計画が27日、策定された。わが国では、これまで犯罪被害者の権利が顧みられることは少なく、十分な支援も受けてこられなかった。この基本計画は、遅まきながら、犯罪被害者のための総合的施策のスタート台となるもので、私たちも評価する。

ただ、その中で、被害者名の発表を实名とするか匿名とするかを警察が判断するとしている項目については、容認できない。匿名発表では、被害者やその周辺取材が困難になり、警察に都合の悪いことが隠される恐れもある。私たちは、正確で客観的な取材、検証、報道で、国民の知る権利に応えるという使命を果たすため、被害者の発表は实名でなければならないと考える。

实名発表はただちに実名報道を意味しない。私たちは、被害者への配慮を優先に実名報道か匿名報道かを自律的に判断し、その結果生じる責任は正面から引き受ける。これまでもそう努めてきたし、今後も最大限の努力をしたいと考えている。私たちはこれまで、この被害者名発表に関する項目に異議を唱えて改善を求めてきたが、それは、被害者対策と国民の知る権利という、いずれも大切な公益をいたずらに対立させるのではなく、調和させる道があると信じたからである。私たちの再三の求めが容れられなかったのは極めて残念で、ここに改めて遺憾の意を表明する。

基本計画の策定にあたった内閣府の犯罪被害者等基本計画検討会で、この項目への私たちの危惧^{きぐ}に対し、警察側構成員は「従来の私どもの考え方を何ら変更するものではない」と答えている。計画にこの項目が盛り込まれたとしても匿名発表が現在以上に増えることはない。そう確約したものと、私たちは受け止める。警察現場で、この項目が恣意的^{しゐい}に運用されることのないよう、私たちは国民とともに厳しく監視したい。

7 政治・経済 世論調査

① 政治

- 政治上の諸問題の扱いは、あくまでも公平・公正、自主自律を貫き、何人からの圧力や働きかけにも左右されることなく、視聴者の判断のよりどころとなる情報を多角的に伝える。
- 政治的な対立が大きくなればなるほど、視聴者の意見の幅も大きくなるので、原稿や解説は事実に即した表現に徹し、個人的な見解や、特定の主義・主張に偏していると受け取られるような表現は慎む。
- 討論番組などでは、番組の編成や構成、出演者の選定に慎重を期し、特定の意見を促したり、そのように操作していると見られたりしないよう、番組全体としてバランスのとれた視点を示す。

② 選挙

- 選挙関係のニュースや番組の放送、選挙結果の速報などは、「正確な取材と公正な判断」によって自主的に行い、公職選挙法の趣旨に従って選挙の公正を損なわないよう配慮する。
- 選挙情勢や現地報告などを扱う場合は、事実を的確に把握・分析し、表現にも十分に注意を払う。
- 開票速報では、開票状況や出口調査などのデータを冷静に分析し、正確で迅速な当確判定を行うとともに、視聴者や有権者の関心に応える放送をする。
- 候補者名の順番や映像の扱いなどの具体的な問題については、一貫性をもって対応する。
- 立候補が予想される人は、選挙運動期間の前でも、原則として番組に取り上げない。選挙の応援をする学者・文化人や芸能人などの番組出演は、政治的公平性に疑念を持たれないよう配慮する。
- 投票前の選挙違反のニュースは、候補者の当落に微妙な影響を与えるので、候補者の名前や政党名の扱いについて慎重に配慮する。

政見放送

政見放送や経歴放送については、公職選挙法の規定に従って実施する。平成6年の公職選挙法の改正で、

- 衆議院選挙と参議院比例代表選挙は「政党の政見放送」
- 参議院選挙区選挙と都道府県知事選挙は「個人の政見放送」を行うことになっている。

③ 経済

- 経済報道に対する視聴者のニーズは、政府や日銀などの経済政策だけではなく、国際化が進む中での企業の経営戦略や、最新の商品や技術に関する情報、食の安全に関する情報など、ますます幅広くなっている。日々の暮らしに密接にかかわる問題だけに、正確な情報を迅速、公平に、しかもわかりやすく伝えることが大切である。
- 企業の経営破たんについては「倒産」という用語を避け、「会社更生法（あるいは民事再生法）の適用を申請しました」などと具体的な手続きで表現する。状況に応じて「経営が破たんし」や「自力での再建を断念し」という表現を付け加えることもある。ただし、全体の件数などを取り上げる場合は、別である。
- 金融機関の経営破たんについては、預金の引き出し騒ぎや他の金融機関への波及などを考え、一般企業の場合より一段と慎重な対応が必要になる。
- ニュースや番組での企業名、商品名の取り扱いについては、「9. 情報社会と宣伝・広告」で詳しく説明する。新商品や新しい技術開発などを取り上げるときには、企業側の説明に十分な整合性や裏付けがあるのかをできる限り検証する。

④ 世論調査

- NHKの世論調査の結果は、社会的・政治的動向に大きな影響を与えることもあるので、調査は科学的で正確なものでなければならない。放送上の取り扱いも、厳密であることを必要とする。

- NHKの世論調査は、
 - 母集団（調査したい対象全体）から回答者を無作為に抽出するなど、回答者に偏りがない
 - 一定水準以上の有効率（調査回答率）を確保している
 - すべての回答者を同一の条件で調査しているなど、科学的で正確であるための条件を満たしていなければならない。
- 世論調査の結果をニュースや番組で取り上げる場合には、科学的で正確なものであることを示すために
 - 調査期間
 - 調査方法（面接か電話かなど）
 - 調査対象
 - 調査有効数（率）を
音声または画面で伝えなければならない。
- 質問や回答の選択肢が変われば結果が異なる可能性があるため、ニュースや番組の中で質問を簡略化して伝える場合には、質問意図を視聴者が誤解することのないように注意しなければならない。
- 討論番組などで、視聴者に参加を呼びかけて行う調査は、回答者を無作為に抽出していないので、「アンケート」と表現する。

① 基本姿勢

- 国際平和や、各国国民との相互理解、友好の促進に貢献するため、最新の国際情勢や各国の実情などについて、正確で客観的な情報を多角的に伝える。
- 特定の人種、民族、宗教、文化、価値観などについて伝える際は、人間の尊厳と基本的人権を十分尊重し、視聴者が正しい理解を得られるようにする。
- 各国の利害が対立する問題については、一方に偏ることなく、関係国の主張や国情、背景などを、公平かつ客観的に伝える。
- 多くの人命にかかわる大地震などの災害や大きな事件・事故については、緊急報道の体制で臨む。
- 環境問題やエネルギー問題、貧困、感染症など、国境を超えたグローバルな課題に積極的に取り組む。
- 海外取材の際には、現地の法律や宗教、慣習などを十分に尊重する。

② テロ・戦争報道

- 戦争報道にあたっては、一方に偏らない公平・公正な姿勢を保ち、視聴者に正確で客観的な情報を提供する。
- 戦況をめぐる情報は、情報源によって大きく異なり、情報操作も頻繁に行われるため、情報の出所を明記して報道する。当局の監視や検閲の下で行われた取材は、その旨を明示する。後に明らかになる情報に基づき、報道内容を検証する。
- 専門家にコメントを求める際は、人選が、特定の立場に偏らないよう配慮する。
- 戦場やテロ現場の映像については、内容を慎重に調査して扱いを決める。遺体の映像は、人間の尊厳や遺族などの感情を尊重し、きわめて慎重に扱う。捕虜の映像は、人権に十分配慮し必要最小限にとどめる。
- 従軍取材は、安全確保を大前提とし、取材の必要性や取材対象について慎重に検討したうえで判断する。

③ 海外取材の安全

- 取材にあたっては、人命の尊重と安全の確保が、すべてに優先する。また、放送内容によって、取材対象に危害が及ぶおそれがないよう十分に配慮する。
- 一定の危険が予測される状況での取材にあたっては、現地と本部の双方に安全管理者を置く。双方で安全にかかわる情報の収集に全力をあげるとともに、衛星電話などの通信手段を必ず確保して密接に連絡を取り合う。危険が増すおそれがあるときは、直ちに安全のための措置を講じ、場合によっては取材者を撤収させる。
- 危険地での取材担当者は、事前に専門機関の安全研修を受けるなど、安全確保のための知識と方法を身につけておく。

④ 海外からのニュース・番組

- 海外の放送局が制作したニュースや番組は、日本の視聴者に理解できるよう、必要に応じて適切な解説や文字情報を加えて、きめ細かく伝える工夫をする。
- 残虐なシーンや性表現など、国内で放送することがふさわしくない映像が含まれている場合には、適切な編集を行う。
- 20歳未満の容疑者や被告については、原則として国内の少年の扱いに準ずる。

⑤ 外国の地名・人名の表記や読み方

- 外国の国名や地名、人名、政治体制、国旗や国歌、国境などを扱う場合は、状況を正確に把握し、適切に表現するように努める。
- 外国語、外来語や外国の地名・人名などの表記は、それぞれのことばの日本語化の程度を考慮して、原則としてカタカナを使用し、
 - ・原音とは異なる慣用が熟しているものは、慣用の形を尊重する。
 - ・慣用が熟していないものは、なるべく原音に近く書き表す。

【韓国と北朝鮮の地名・人名など】

- 韓国と北朝鮮の地名・人名・企業名などは、原則として、カタカナで表記し原音読みとする。
必要に応じて、カタカナ表記の後に漢字表記をカッコに入れてつける。
表記にあたっては、NHKが放送で使う用字用語のルールに準拠する。
- 在日韓国・朝鮮人の人名も同様とする。
ただし、本人の意思を尊重して、漢字で表記し日本語読みを使用することがある。
このほか、
 - ・日本の公的機関などが発表した場合は、原則としてそれに準拠する。
 - ・著名な作家、学者、芸能人、音楽家など、その名前での活動が社会的に広く知られている場合もこれを尊重する。
 - ・ニュースや番組の趣旨や内容などから、状況に応じてNHKの判断で対応することがある。

【中国の地名・人名など】

- 中国の地名・人名は、原則として、漢字で表記し日本語読みとする。
ただし、ハルビンなどカタカナ表記が定着しているものはカタカナ表記とし、上海（シャンハイ）、青島（チンタオ）など原音読みが定着しているものは、原音読みとする。
- カタカナ表記や原音読みの取り扱いについては、今後も検討を重ねる。

9 情報社会と宣伝・広告

① 情報と宣伝・広告の区別

- 放送法はNHKに対し、広告放送を禁止している。ただし、番組編集上必要で、広告目的ではないものは、放送法が禁止する広告放送には含まれない。

放送法 第46条 広告放送等の禁止

協会は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

- 2 前項の規定は、放送番組編集上必要であって、且つ、他人の営業に関する広告のためにするものでないと認められる場合において、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げるものではない。

- 放送で企業名や商品名、ロゴマークなどを使う場合には、
 - 本質的に必要なのか、他の表現に置き換えることはできないのか
 - 視聴者の理解を助けることになるか
 - ライバル企業などから見て、著しく不公平でないか
 - 構成や演出上やむをえないかどうか

といった点を判断の基準にする。

ただしその場合でも、企業名や商品名の出し方や出す回数を工夫するなど、宣伝・広告と受け取られることのないよう努力する。

「企業に利用されている」という疑いを持たれるような表現や演出も避けるよう努めるべきである。

- 例えば

デパートなど催し物の会場は必要な情報として、また、広く知られたテーマパークや観光施設などは地名に準ずるものとして、使用しても差し支えない。

ただしその場合でも、一つのニュースや番組の中では繰り返しを避けて、抑制的に使用する。

② 命名権

- スポンサー企業が、スポーツ施設などの維持管理費や運営費を負担する見返りに、企業名や商品名を使用する施設が増えている。
1980年代にアメリカで始まったこの命名権（ネーミング・ライツ）ビジネスは、日本でも、税収不足に悩む地方自治体を巻き込んで広がりを見せている。

味の素スタジアム（←東京スタジアム）

フルキャストスタジアム宮城（←宮城球場）

iichiko 総合文化センター（←大分県総合文化センター）

ほか

平成18年3月末現在

- 固有名詞である以上、放送に使用することはやむをえないが、名前の一部に企業名や商品名が含まれているため、ニュースや番組の中では繰り返しを避けて、抑制的に使用する。

③ 冠大会

- スポーツの大会にスポンサーの企業名や商品名をかぶせた「冠大会」も増えている。
NHKの中継放送では原則として、企業名や商品名をかぶせた大会名はできるだけ言いかえている。
ただし、企業名などの入った大会名が定着していて、その呼び方を使わないとわかりにくくなる場合には、企業名や商品名が入った名称を使うこともある。
- 冠大会の個々の取り扱いについては、スポーツ報道センターに確認する。

④ 多様化する広告

- スポーツ大会の会場には多くの看板が並んだり、選手のユニフォームやナンバーカードなどに企業名や広告が入ったりしている。
これらは、中継放送の画面に映ってしまうが、必要以上にアップで撮ることは避けるなどの工夫をする必要がある。

- 公共交通機関であるバスや電車、航空機などのボディーを使った全面車体広告（ラッピング広告）も、全国的な広がりを見せている。
こうした広告が画面に登場してしまうことは避けられないが、過度にならないような注意が必要である。
- テレビコマーシャルや雑誌のキャッチコピー、流行語などについても、使用する際には宣伝にならないよう配慮が求められる。

⑤ 地域団体商標制度

- 商標法の一部が改正され、地域ブランドを適切に保護することを目的とする「地域団体商標制度」が、平成18年4月から始まる。これは、「○○りんご」「○○牛」「本場○○織」（○○は地域の名称）などの広く知られた商品について、事業協同組合などの団体が「地域団体商標」として登録することを認める制度である。
- 商標とはいえ、これまで一般の名称として使われてきたことから、放送での使用にあたっては柔軟に対応する。

⑥ 商標の検索

- 商標は出願後、特許庁の審査を経て登録される。
- 製品や商品やサービス（役務）の名称が商標にあたるかどうかは、独立行政法人「工業所有権情報・研修館」の「特許電子図書館」で調べることができる。
「特許電子図書館」のURLは、
<http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl> となっている。
利用規約はこれを遵守する。
- 判断に迷うようなケースについては、考査室に相談する。

10 著作権

① 基本的な考え方

- 放送番組はさまざまな著作物を利用することによって成り立つ、いわば「著作権のかたまり」である。著作物の利用にあたっては、著作権処理を確実に行って、創作した著作者に適切な敬意を払うことが必要である。
- 著作権に対する意識が高まり、社会も欧米型の訴訟社会に移行する中で、著作権処理を誤ると、トラブルに発展するばかりでなく、放送番組の信用を失墜させることにもなりかねない。

② 権利処理

- 番組には、出演者、脚本家、作曲家など創作にかかわっている多くの人に著作権がある。
- 出演や委嘱（脚本執筆、作詞、作曲など）の交渉にあたっては、放送波、放送回数、スケジュール、撮影場所などを説明し、相手の同意を得ることが必要である。また、出演者を長期にわたって拘束する場合などは、文書による契約を交わすことが必要である。
- 契約を結ぶ際には、番組がNHKの放送以外にもビデオ、出版物などに幅広く利用（二次使用）される可能性があることを契約文書に明記しておくことが望ましい。

③ 引用・報道のための利用

- 著作権法の例外として、著作権者の許諾なしに使用することができる場合が定められ、特に放送と関係が深いものとして「引用」と「報道のための利用」がある。

【引用】

著作権法 第32条 引用

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

- 著作権法上の引用と認められるためには、次の要件を満たすことが必要である。
 - ・ 番組の中で他人の著作物を引用する必然性があること
 - ・ 引用部分が番組のほかの部分とはっきり区別されていること
 - ・ 引用する著作物との主従関係が明白であること
 - ・ 慣行に従って引用の出所を明示すること
- 著作権法上の引用にあたるかどうかの判断は、引用する側と引用される側とで見解が異なる場合があり、微妙な部分がある。判断に迷ったときや出所の表示が必要かどうか、また、その表示方法など疑問点があれば、著作権を担当する部署に相談する。

【報道のための利用】

著作権法 第41条 時事的事件の報道のための利用

写真、映画、放送その他の方法によって時事的事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴って利用することができる。

- 著作権法 41条でいう許諾なしに利用できる「時事的事件」とは、
 - ・ 美術館で絵画が盗まれたり破られたりしたとき、事件を伝えるニュースや番組の中でその絵画の映像などを使用する場合
 - ・ スポーツ大会の開幕を伝えるニュースの入場行進の音楽などが考えられる。いずれもニュースの取材過程でやむなく入ってくる著作物などとして、許諾なしに使用できるとされている。

- 著作権法 41 条によって許諾なしに使用した著作物の映像や音声の入った素材であっても、後日ほかの番組に使用する場合は、報道目的でない限り、あらかじめ著作権者の許諾を得なければならない。

④ 番組の再使用

- ある番組の一部を利用して新しい番組を作る場合、当初の番組とは異なる放送目的に使用することになり、あらかじめ再使用の許諾を得ていない限り、NHKの制作した番組であっても、あらかじめ出演者など著作権者の許諾を得なければならない。
- 制作委託した番組については、契約の期間または回数を超えて放送する場合には、あらかじめ支払いを行うなど、追加の処理が必要になる。

⑤ 放送番組・素材の二次使用

- NHKが保有する放送番組や素材については、それを利用したいという視聴者や外部からのニーズに応え、関連団体を通じてさまざまな形で二次使用を行っている。出版や映像、音声商品、キャラクター商品などの番組関連商品のほか、CS、CATV、VODへの番組提供、放送権の海外販売などが含まれる。
- これらの目的は、
 - ・ NHKが蓄積してきた放送番組などを社会に還元するとともに、視聴者への多角的なサービスを実現する
 - ・ 得られる副次収入を視聴者の負担増の抑制につなげるということにある。
- 二次使用にあたっては、人権やプライバシーに配慮するとともに、著作権者の許諾を得るなど、権利処理を確実に行う必要がある。

⑥ 制作委託番組の著作権

- NHKや関連団体が自社内部で制作するのではなく、制作プロダクションの企画に基づき、番組制作を委託する「制作委託番組」については、平成16年にATP（社団法人全日本テレビ番組製作社連盟）との協議を踏まえ、次のような契約方針となった。

制作委託した完成番組は、制作会社とNHK側との共同著作物と位置付けたいので、NHKの公共放送としての性格、および制作費に用いる受信料収入の性格から、次の条件のもとで、NHKを番組の著作権を代表して行使する者（共有著作権の代表行使者）とする。

- 代表行使期間は3年とし、その後はあらためて協議することを原則とする。
- 番組の著作権収入が得られたときには、契約にしたがって配分する。
- 制作会社が番組の二次使用を希望する場合は双方で協議する。

11 国際放送

NHKの国際放送（テレビ・ラジオ）は、外国人視聴者や在外邦人、海外旅行者に向けた放送である。番組の制作にあたっては、客観的報道、自由と正義などを基調とし（国際番組基準 資料編参照）、必要に応じて国内番組基準を準用する。日本からの海外発信として良識と品位を保つことを心がける。

- 国際放送の目的は、外国に対して日本の現状や重要な政策などを正しく伝え、日本に対する理解を深めて国際交流の促進を図ることである。また、海外での政情不安や自然災害の際、その地域に滞在する日本人に安全情報などを伝えることも目的としている。
- 放送の対象となる国や地域の社会、文化、伝統などを尊重し、人種、宗教、風俗習慣などの違いについては、慎重な配慮をする。
- 国際的な紛争や各国間の利害が対立する問題などを取り上げる場合は、関係国の主張や国情などを客観的に伝えるとともに、日本の立場や世論の動向などを考慮して取り扱う。
- 大規模な地震・津波など広域的被害が予想されるときは、必要な情報を速やかに伝え、被害の拡大を防ぐ。（当面、気象庁が海外向けに発表する津波監視情報でマグニチュード7.6以上の地震については速報する）

放送法 第44条 放送番組の編集等

- 4 協会は、国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは受託協会国際放送の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によって国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、海外同胞に適切な慰安を与えるようにしなければならない。

12 視聴者との結びつき

① 誠意ある対応

- 公共放送であるNHKは、視聴者によって支えられており、視聴者との結びつきがきわめて大切である。ニュース・番組に対する問い合わせなどには、誠意を持って迅速に対応するよう努めることが欠かせない。
- 寄せられた内容によっては、上司や責任者に報告し、上司や責任者が中心になって適切に対応する。
- 番組の企画・制作や編成にあたっては、視聴者の要望や反響に加え、NHKが行う各種の調査の結果なども考慮しながら、検討する。
- 視聴者から寄せられた手紙やメール、電話による要望や苦情、意見などは、本来の目的以外で使用しないよう、厳重に管理する。また個人情報の管理にも万全を期す。

② 放送番組審議会

- NHKは、戦後、自主的に放送番組審議会を設け、幅広い意見を放送に取り入れる仕組みをいち早く整備した。昭和34年(1959)に放送法が改正され、放送番組審議会の設置が義務づけられた。平成9年の法改正では、審議会の議事概要および放送機関が審議会の答申や意見を受けて講じた措置について、公表することが義務づけられた。
- 国内放送にかかわる「中央放送番組審議会」と地域ごとの8つの「地方放送番組審議会」、国際放送にかかわる「国際放送番組審議会」が設置されている。委員は各方面の学識経験者などから選ばれ、基本的に毎月1回審議会を開き、審議内容はホームページなどでも公開している。
- 番組基準や番組編集に関する基本計画を定めたり、変更したりする場合には、審議会に諮問する。審議会から意見の申し出があった場合は、これを尊重して番組編成に反映する。

③ BPO（放送倫理・番組向上機構）の取り組み

●苦情に対しては、NHKが自主的に対応するのが大原則だが、放送への視聴者の信頼をより確かなものにするため、NHKは民放と共同で、平成15年7月、すでに設置されていた放送界独自の2つの第三者機関を充実させ、「放送倫理・番組向上機構（BPO）」を設立した。

表現や報道の自由に対する外部の不当な介入を防ぐ意味もあり、放送倫理を守り、番組内容を向上させるよう不断に取り組む必要がある。

●BPOには、「放送番組委員会」「放送と青少年に関する委員会」「放送と人権等権利に関する委員会（BRC）」の3つの委員会があり、放送をめぐる視聴者からの意見や苦情を受け付け審議している。

BPOに寄せられる意見や苦情に対しては、NHKに寄せられる意見や苦情と同様、謙虚に受け止め、誠実に対応する。

●特にBRCは、個人からの苦情申し立てを受けて、放送による権利侵害があったかどうかを審査し、「勧告」や「見解」としてまとめ、その内容を放送するよう当該放送局に要請している。また、仲介・斡旋^{あっせん}も行い、当事者間の話し合いでは解決できなかった問題を、第三者の立場で判断して解決につなげようとしている。

●BRCは平成18年3月末現在で、19事案28件の決定を出している。このうち勧告は6件、見解22件となっている。

NHKに対しては5件の決定があり、2件は「問題なし」、2件が「放送倫理上問題あり」の見解。残る1件はNHKには初めての勧告となった。

➡ 資料編を参照

④ 訂正放送

●放送法4条に基づいて、内容の訂正や取り消しを放送する場合を、「訂正放送」と言う。

「訂正放送」の請求を受けた場合は、NHK内部の手順に従って調査を進め、訂正や取り消しの放送が必要と判断された場合には、速やかに、適切な放送枠で「訂正放送」を行う。

放送法 第4条 訂正放送等

放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあった日から3箇月以内に請求があったときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から2日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。

- 2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。
- 3 前2項の規定は、民法の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

● 「訂正放送」は、あくまで放送法の規定に基づく場合であり、放送内容に誤字や、不適切な表現があった場合などに行う、自主的な訂正とは明確に区別する。自主的な訂正の場合も、速やかに、適切な放送枠で行う。

● 平成8年6月、NHK総合テレビの番組で紹介した離婚経験者の男性の元妻から、「番組の内容に誤りがあり、真実でない放送によって、名誉を傷つけられた」として、NHKに対して訂正放送や損害賠償などを求める裁判が起こされた。

このうち訂正放送について最高裁判所は、平成16年11月25日、「放送法4条の訂正放送の規定は、他からの関与を排除して表現の自由を保障する放送法の理念からすれば、放送局が自律的に訂正放送を行うことを国民全体への義務として定めたものと解釈すべきであり、被害者が裁判を通じて訂正放送を求める権利を認めてはいない」という初めての判断を示した。

一方、放送による名誉棄損とプライバシーの侵害については、東京高等裁判所が元妻の主張を認めて、NHKに損害賠償の支払いを命じ、確定した。

これを受けて、NHKは自主的に訂正放送を行うべきとの判断に至り、翌26日の総合テレビの同じ番組の中で、「女性の名誉を傷つける結果となったことをおわびし、訂正する」などと伝えた。

放送法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

（放送番組編集の自由）

第3条 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（国内放送の放送番組の編集等）

第3条の2 放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

（番組基準）

第3条の3 放送事業者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という。）を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。

- 2 放送事業者は、国内放送について前項の規定により番組基準を定めた場合には、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

（放送番組審議機関）

第3条の4 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

- 2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。
- 3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。

- 4 放送事業者は、審議機関が第2項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。
- 5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。
 - 一 前項の規定により講じた措置の内容
 - 二 第4条第1項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
 - 三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要
- 6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。
 - 一 審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要
 - 二 第4項の規定により講じた措置の内容

(番組基準等の規定の適用除外)

第3条の5 前2条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

(訂正放送等)

- 第4条 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から3箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から2日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。
- 2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。
 - 3 前2項の規定は、民法（明治29年法律第89号）の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

(放送番組の保存)

第5条 放送事業者は、当該放送番組の放送後3箇月間（前条第1項の規定による訂正又は取消しの放送の請求があつた放送について、その請求に係る事案が3箇月を超えて継続する場合は、6箇月を超えない範囲内において当該事案が継続する期間）は、政令で定めるところにより、放送番組の内容を放送後において審議機関又は同条の規定による訂正若しくは取消しの放送の関係者が視聴その他の方法により確認することができるように放送番組を保存しなければならない。

(災害の場合の放送)

第6条の2 放送事業者は、国内放送を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

(NHKの目的)

第7条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。

(国際放送等の実施の命令等)

- 第33条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを命じ、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うべきことを命ずることができる。
- 2 協会は、前項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うことができる。
 - 3 第9条第7項の規定は、前項の協定に準用する。この場合において、同条第7項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

(放送に関する研究)

- 第34条 総務大臣は、放送及びその受信の進歩発達を図るため必要と認めるときは、協会に対し、事項を定めてその研究を命ずることができる。
- 2 前項の規定によつて行われた研究の成果は、放送事業の発達その他公共の利益になるように利用されなければならない。

(放送番組の編集等)

- 第44条 協会は、国内放送の放送番組の編集及び放送又は受託国内放送の放送番組の編集及び放送の委託に当たつては、第3条の2第1項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない。
- 一 豊かで、かつ、良い放送番組を放送し又は委託して放送させることによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。
 - 二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。
 - 三 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること。
- 2 協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、且つ、その結果を公表しなければならない。
 - 3 第3条の2第2項の規定は、協会の中波放送及び超短波放送の放送番組の編集について準用する。
 - 4 協会は、国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは受託協会国際放送の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する放送番組の編集に当たつては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、海外同胞に適切な慰安を与えるようにしなければならない。

(放送番組審議会)

- 第44条の2 協会は、第3条の4第1項の審議機関として、国内放送及び受託国内放送（以下この条において「国内放送等」という。）に係る中央放送番組審議会（以下「中央審議会」という。）及び地方放送番組審議会（以下「地方審議会」という。）並びに国際放送及び受託協会国際放送（以下この条において「国際放送等」という。）に係る国際放送番組審議会（以下「国際審議会」という。）を置くものとする。
- 2 地方審議会は、政令で定める地域ごとに置くものとする。
 - 3 中央審議会は委員15人以上、地方審議会は委員7人以上、国際審議会は委員10人以上をもつて組織する。
 - 4 中央審議会及び国際審議会の委員は、学識経験を有する者のうちから、経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。
 - 5 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であつて、当該地方審議会に係る第2項に規定する地域に住所を有する者のうちから、会長が委嘱する。
 - 6 第3条の4第2項の規定により協会の諮問に応じて審議する事項は、中央審議会にあつては国内放送等に係る同条第3項に規定するもの及び全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会にあつては第2項に規定する地域向けの放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送等に係る第3条の4第3項に規定するもの及び国際放送等の放送番組に係るものとする。
 - 7 協会は、第2項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、地方審議会に諮問しなければならない。
 - 8 第3条の4第2項の規定により協会に対して意見を述べることができる事項は、中央審議会及び地方審議会にあつては国内放送等の放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送等の放送番組に係るものとする。

(広告放送等の禁止)

- 第46条 協会は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。
- 2 前項の規定は、放送番組編集上必要であつて、且つ、他人の営業に関する広告のためにするものでないと認められる場合において、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げるものではない。
 - 3 前2項の規定は、協会が委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合に準用する。この場合において、第1項中「放送」とあるのは「放送の委託」と、前項中「名称等を放送する」とあるのは「名称等の放送を委託して行わせる」と読み替えるものとする。

国民保護法制 関連規定（抜粋・条文は要約）

事態対処法の主な関連規定

第2条第6号

指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共機関及び、電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

第6条

指定公共機関は、国及び地方公共機関その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する。

事態対処法施行令第3条

法2条第6号の政令で定める公共の機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

21 日本放送協会

国民保護法の主な関連規定

第3条第3項

指定公共機関は、武力攻撃事態等においては、この法律で定めるところにより、その業務について、国民保護措置を実施する責務を有する。

第3条第4項

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置を実施するにあたっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

第7条第2項

国および地方公共団体は、放送事業者である指定公共機関が実施する国民保護措置については、その言論その他表現の自由特に配慮しなければならない。

第36条第1項

指定公共機関は、基本指針に基づき、その業務に関し、業務計画を作成しなければならない。

第36条第3項

- 1 国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項
- 2 実施体制に関する事項
- 3 関係機関との連携に関する事項
- 4 その他国民保護措置の実施に関し必要な事項

第 36 条第 4 項

指定公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、内閣総理大臣に報告しなくてはならない。この場合において、内閣総理大臣は、当該指定公共機関に対し、必要な助言をすることができる。

第 50 条、第 51 条第 2 項、第 57 条、第 101 条

放送事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、速やかに、警報等の内容、避難指示等の内容、緊急通報の内容を放送しなければならない。

参考・・・広域民放に関する関係規定**事態対処法施行令第 3 条 40 号**

次の掲げる事業者のうち、内閣総理大臣が指定して公示するもの
又 放送法第 2 条第 3 号に規定する一般放送事業者

内閣公示 平成 16 年 9 月 17 日

民放キー局など 19 のテレビ、ラジオの社名を列挙。

NHK国内番組基準

制定 昭和34年7月21日
改正 平成 7年9月26日
平成10年5月26日

日本放送協会は、全国民の基盤に立つ公共放送の機関として、何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守って、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かで、よい放送を行うことによって、公共の福祉の増進と文化の向上に最善を尽くさなければならない。

この自覚に基づき、日本放送協会は、その放送において、

- 1 世界平和の理想の実現に寄与し、人類の幸福に貢献する
- 2 基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る
- 3 教養、情操、道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養うのに役立つようにする
- 4 わが国の過去のすぐれた文化の保存と新しい文化の育成・普及に貢献する
- 5 公共放送としての権威と品位を保ち、公衆の期待と要望にそうものであることを基本原則として、ここに、国内放送の放送番組の編集の基準を定める。

第1章 放送番組一般の基準

第1項 人権・人格・名誉

- 1 人権を守り、人格を尊重する。
- 2 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用をそこなうような放送はしない。
- 3 職業を差別的に取り扱わない。

第2項 人種・民族・国際関係

- 1 人種的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。
- 2 国際親善を妨げるような放送はしない。

第3項 宗教

宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し、公正に取り扱う。

第4項 政治・経済

- 1 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
- 2 公職選挙法に基づく政見放送および経歴放送については、法律に従って実施する。
- 3 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与えるおそれのあるものについては、特に慎重を期する。

第5項 論争・裁判

- 1 意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにし、公平に取り扱う。
- 2 現在、裁判にかかっている事件については、正しい法的措置を妨げるような取り扱いをしない。

第6項 社会生活

- 1 国民生活を安らかにすることにつとめ、また、相互扶助の精神を高めるようにする。
- 2 公安および公益をみだすような放送はしない。
- 3 暴力行為は、どのような場合にも是認しない。

第7項 地域文化

地域の多様性を尊重し、地域文化の創造に役立つ放送を行う。

第8項 家庭

結婚はまじめに取り扱い、家庭生活を尊重する。

第9項 風俗

- 1 人命を軽視したり、自殺を賛美したりしない。
- 2 性に関する問題は、まじめに、品位を失わないように取り扱う。
- 3 不健全な男女関係を魅力的に取り扱ったり、肯定するような表現はしない。

第10項 犯罪

- 1 犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認するような取り扱いはしない。
- 2 犯罪の手段や経過などについては、必要以上に詳細な描写をしない。
- 3 とばくまたはそれに類似の行為を是認したり、魅力ある行為として描写したりしない。
- 4 医療以外の麻薬の使用は、悪癖としてのほかは取り上げない。

第11項 表現

- 1 わかりやすい表現を用い、正しいことばの普及につとめる。
- 2 放送のことばは、原則として、共通語によるものとし、必要により方言を用いる。
- 3 下品なことばづかいはできるだけ避け、また、卑わいなことばや動作による表現はしない。
- 4 人心に恐怖や不安または不快の念を起こさせるような表現はしない。
- 5 残虐な行為や肉体の苦痛を詳細に描写したり、誇大に暗示したりしない。
- 6 通常知覚できない技法で、潜在意識に働きかける表現はしない。
- 7 アニメーション等の映像手法による身体への影響に配慮する。
- 8 放送の内容や表現については、受信者の生活時間との関係を十分に考慮する。
- 9 ニュース、臨時ニュース、公示事項、気象通報などの放送形式を劇中の効果などに用いるときは、事実と混同されることのないように慎重に取り扱う。

第12項 広告

- 1 営業広告または売名的宣伝を目的とする放送は、いっさい行わない。
- 2 放送中に、特定の団体名または個人名あるいは職業、商号および商品名が含まれる場合は、それが、その放送の本質的要素であるかどうか、または演出上やむをえないものかどうかを公正に判断して、その取り扱いを決定する。

第13項 懸賞

- 1 報酬や賞品だけで受信者をひきつけたり、必要以上に射幸心を刺激することのないようにする。

- 2 懸賞番組については、応募者または参加者のすべてが、公正な審査により、技能に応じて賞が受けられるように配慮する。
- 3 作品の募集にあたっては、その優劣を判断する基準と賞品の内容とを明らかに公表する。

第14項 訂正

放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。

第2章 各種放送番組の基準

第1項 教養番組

- 1 一般的教養の向上を図り、文化水準を高めることを旨とする。
- 2 大多数の要望ばかりでなく、あらゆる階層の要望も満たすようにつとめる。
- 3 社会的関心を高め、また、生活文化についての知識を深めるようにつとめる。
- 4 学術研究の発表その他専門にわたる放送に関しては、その学術上の権威と重要性を尊重し、取り扱いは、一般に認められている倫理と専門的な標準に従う。

第2項 教育番組

- 1 放送の対象を明確にし、番組の内容がその対象にとって、有益適切であるようにつとめる。
- 2 教育効果を高めるため、組織的かつ継続的であるようにする。
- 3 放送を通じて、教育の機会均等のために努力する。

第3項 学校放送番組

- 1 学校教育の基本方針に基づいて実施し、放送でなくては与えられない学習効果をあげるようにつとめる。
- 2 各学年の生徒の学習態度や心身の発達段階に応ずるように配慮する。
- 3 教師の学習指導法などの改善・向上に寄与するようにつとめる。

第4項 児童向け番組

- 1 児童に与える影響を考慮し、豊かな情操と健全な精神を養うようにつとめる。
- 2 児童がまねることによって害になる放送や児童に主旨が誤解されやすい放送はしない。
- 3 児童に異常な恐怖を与えるような表現はしない。
- 4 児童に害を与える迷信は、取り扱わない。

第5項 報道番組

- 1 言論の自由を維持し、真実を報道する。
- 2 ニュースは、事実を客観的に取り扱い、ゆがめたり、隠したり、また、せん動的な表現はしない。
- 3 ニュースの中に特定の意見をはさむときは、事実と意見とが明らかに区別されるように表現する。
- 4 災害などの緊急事態に際しては、すすんで情報を提供して、人命を守り、災害の予防と拡大防止に寄与するようにつとめる。
- 5 ニュース解説または論評は、ニュースと明確に区別されるように取り扱う。

第6項 スポーツ番組

- 1 健全なスポーツ精神のかん養と体位の向上に役立つようにつとめる。
- 2 アマチュアスポーツの取り扱いは、その目的と精神を尊重し、特に少年選手については慎重にする。

第7項 芸能番組

- 1 すぐれた芸能を取り上げ、情操を豊かにするようにつとめる。
- 2 古典芸能の保存と各種の芸能の育成に役立つようにつとめる。
- 3 放送の特性を生かした新しい芸術分野を開拓する。
- 4 芸術作品の放送については、その芸術性を尊重し、取り扱いは、良識に基づいて慎重に行う。

第8項 娯楽番組

- 1 家庭を明るくし、生活内容を豊かにするような健全な娯楽を提供する。
- 2 身体的欠陥などにふれなければならないときは、特に慎重に取り扱う。
- 3 方言や地方特有の風俗を扱うときは、その地方の人々に反感や不快の念を与えないように配慮する。

付 則

この基準は、平成10年5月26日から施行する。

NHK 国際番組基準

〔制定 昭和34年 7月21日〕
〔改正 平成 6年11月22日〕

日本放送協会は、放送法の定めるところにより、わが国を代表する国際放送機関としての自覚のもとに、国際放送および受託協会国際放送を通じて、諸外国のわが国にたいする理解を深め、国際間の文化および経済交流の発展に資し、ひいては国際親善と人類の福祉に貢献するため、次のとおり国際放送および受託協会国際放送の放送番組の編集の基準を定める。

第1章 一般基準

- 1 国際連合憲章の精神を尊重し、自由と正義とを基調とする。
- 2 内外のニュースを迅速かつ客観的に報道するとともに、わが国の重要な政策および国際問題にたいする公的見解ならびにわが国の世論の動向を正しく伝える。
- 3 ひろくわが国の文化、産業等の実情を紹介する。
- 4 海外同胞に適切な知識と慰安を与える。

第2章 番組編成の基準

- 1 各種放送番組の相互の調和を保つよう努める。
- 2 それぞれの地域の政体・民族・宗教・風俗習慣などの特殊性を考慮する。

第3章 各種放送番組の基準

第1項 報道番組

- 1 ニュースは、事実を客観的に取り扱い、真実を伝える。
- 2 解説・論調は、公正な批判と見解のもとに、わが国の立場を鮮明にする。
- 3 わが国の世論を正しく反映するようにつとめる。

第2項 インフォメーション番組

政治・経済・社会・文化・芸能・科学・観光など、ひろくわが国の実情を紹介して、わが国にたいする正しい認識をつちかうことを旨とする。

第3項 娯楽番組

品位のある健全な娯楽を提供する。

第4章 訂正

放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。

付 則 この基準は、平成6年12月1日から施行する。

～視聴者・国民の負託に応える公共放送であるために～

NHKは公共放送として、福祉・文化の向上と健全な民主主義の発展に役立つとともに、国民の生命・財産を守ることに資する、豊かで良い放送を行っていかねばなりません。

私たちは、こうした公共放送の使命と社会的責任、その影響力をあらためて深く自覚するとともに、視聴者一人ひとりからいただく受信料の重みを深く認識し、公共放送で働く者として高い倫理観を持って行動してまいります。

NHKに働くすべての役職員が、みずからを厳しく律し行動していくことを、視聴者・国民のみなさまに誓約し、ここに「NHK倫理・行動憲章」を制定します。

- 公共の福祉と民主主義の発展のために視聴者・国民に奉仕します。
- 放送倫理を守り豊かで質の高い放送を行います。
- 法令や社会のルール、職場の規律を遵守します。
- 受信料の重みを深く認識して業務運営にあたります。
- 地球環境に配慮した事業運営を行います。
- 職場におけるお互いの人権を尊重します。
- 職場の安全管理を徹底します。

会長、役員および各組織の長は、本憲章の精神の実現がみずからの役割であることを認識し、その徹底を図ります。また、本憲章に反する事態が発生したときには、みずから問題解決にあたり、原因究明、再発防止、社会への迅速・的確な情報開示と説明責任を果たします。

行動指針

私たちは、「放送法」を遵守するとともに、「NHK倫理・行動憲章」に基づいて、次のよう
に行動します。

視聴者・国民への奉仕

- ◆ 一人ひとりが公共放送で働く者としての自覚を持ち、高い倫理観を保持し、常に品位と節度を心がけ行動します。
- ◆ 視聴者・国民からの声、要望や評価を真摯に受け止め、事業運営に反映させるとともに、常に、放送サービスの向上と放送を見ていただくための努力を怠りません。
- ◆ 放送・イベントなどを通じて視聴者・国民や地域とのつながりを深め、文化の担い手、情報の発信拠点として、「身近で頼りになる放送局」を目指します。
- ◆ 受信料制度を将来にわたって堅持していくため、受信料制度と事業内容について理解促進に努めます。
- ◆ 情報公開にあたっては、NHK情報公開基準にのっとり、事業全般にわたる情報をわかりやすく、積極的に公開します。

放送倫理の徹底

- ◆ 放送の公平・公正を維持するために、視聴者にできるかぎり幅広い視点から情報を提供します。
- ◆ 外からの圧力や働きかけに左右されることなく、みずからの責任において、ニュースや番組の取材・制作を行い、豊かで質の高い放送番組を提供します。
- ◆ 取材される側の立場に配慮し、人権の尊重、名誉やプライバシー・個人情報の保護などに最大限努めます。
- ◆ 取材相手には誠実に接し、相互の信頼を大切にします。
- ◆ 取材する者が最も守らなければならない職業倫理の一つとして、取材源の秘匿を貫きます。
- ◆ 取材で得た情報を個人の利益のために利用しません。
- ◆ 正確な放送を旨とし、事実をゆがめたり、視聴者の誤解を招いたりするような放送は行いません。放送が事実と違っていることが明らかになったときは、速やかに訂正します。
- ◆ 暴力、俗悪、差別などを排除し、常に品位と節度を心がけ、青少年の健全な育成に積極的に努めていきます。
- ◆ 高齢者や障害者に向けて「人にやさしい放送」に取り組みます。
- ◆ 著作物などの利用にあたっては、必要な権利処理を確実にを行います。

法令・職場規律の遵守（コンプライアンス）

- ◆ すべての行動において、法令、社会のルール、内部規程の遵守を徹底します。
- ◆ 一つ一つの行動や判断を社会のルールに照らして常に自問し、社会から批判を受けることのないよう行動します。
- ◆ 私生活上のことであっても、NHKの名誉や信用を損ねたり、公共放送で働く者としてのモラルに反する言動や行為は、厳に慎みます。
- ◆ 不正な金品などの授受は行いません。また、上司の許可なく業務に関する慰労、謝礼、贈与は受けません。
- ◆ 業務上知ることのできた機密やプライバシーなどの情報を、決して他に漏らすことはしません。情報漏洩は重大な不正行為であることを認識し、適正に管理します。
- ◆ 受信契約者・出演者などの個人情報については、適正な利用・安全確保を徹底し、決して外部に漏れないよう、厳重に管理します。
- ◆ 法令違反、内部規程違反などの不正または不祥事を知ったときは、速やかに上司に報告します。また、これによることができない場合には、法令遵守を推進するための窓口に通報します。この場合、通報を理由とする不利益な取り扱いは一切行いません。
- ◆ 法令違反、内部規程違反などの不正または不祥事が発生したときは、迅速かつ正確な原因究明に基づく適切な対処によって問題の解決に取り組み、再発防止策を講ずるとともに、説明責任を果たすべく、適時・的確な対応を行います。
- ◆ 法令や社会のルールをめぐる状況に常に留意し、必要が生じた場合は迅速に、内部規程、「NHK倫理・行動憲章」「行動指針」に反映させます。

公金意識の徹底

- ◆ NHKの主たる財源が受信料であることを深く認識し、視聴者・国民にその用途を十分説明できるよう、常に適正かつ効率的な業務運営に努めます。
- ◆ 公金の使用にあたっては、いかなる場合にも経理規程、経理事務手続きの通りに正しく処理を行います。

- ◆ 仕事にかかる経費、労働時間、機材・スペースなどの無駄を省き、効率的な業務の実施に努めます。特に管理者は、みずからが率先して努めるだけでなく、部下の業務管理を適正に行います。
- ◆ 受信料を財源とするNHKの金銭、設備、備品などの使用にあたっては、インターネットへのアクセスを含め、いかなる理由があろうとも私的な目的で使用しません。
- ◆ 物品購入やサービスの享受にあたっての取引先などの選定は、広く門戸を開放し、取引機会の均等を図るとともに、品質、価格、納期などの合理的な基準に基づいて、公正に行います。調達は、競争契約を原則とします。

地球環境への配慮

- ◆ 放送メディアの進展に伴うエネルギー消費の増大を踏まえ、省エネ・省資源、廃棄物削減などについて環境目標を設定して推進します。
- ◆ 環境負荷の低減に寄与する放送設備や機器の研究開発・整備を進めます。
- ◆ 環境関連情報を公開し、業務の透明性を高め、よりいっそう視聴者の理解を得るよう努めます。

職場における人権・人格の尊重

- ◆ 性別や年齢・国籍・宗教などいかなる理由でも、不当な差別や嫌がらせを行いません。
- ◆ セクシュアルハラスメントを行ったり、見過ごすことを許さない職場を築きます。
- ◆ 風通しのよい規律ある職場となるよう、働く者一人ひとりが、お互いの人権および人格を尊重し、責任をもってそれぞれの役割を果たすよう努めます。

職場における安全管理の徹底

- ◆ 日常の番組制作、取材、設備保守、営業活動など、あらゆる場面において安全確保を優先させます。
- ◆ 地震・暴風雨・洪水・火山噴火、大規模火災など、災害現場に身を置く場合、取材・制作担当者だけでなく、出演者・取材対象者の安全確保にも十分配慮します。
- ◆ NHKの使命達成のため、取材活動などに伴う危険を避けて通れないような場合でも、事前の周到な準備や、日常的な安全管理の点検により、危険をできるかぎり小さくすることに努めます。

放送倫理に関する規程など

NHK・民放連 『放送倫理基本綱領』

制定 平成 8 年 9 月 19 日

日本放送協会と日本民間放送連盟は、各放送局の放送基準の根本にある理念を確認し、放送に期待されている使命を達成する決意を新たにするために、この放送倫理基本綱領を定めた。

放送は、その活動を通じて、福祉の増進、文化の向上、教育・教養の進展、産業・経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする。

放送は、民主主義の精神にのっとり、放送の公共性を重んじ、法と秩序を守り、基本的人権を尊重し、国民の知る権利に応じて、言論・表現の自由を守る。

放送は、いまや国民にとって最も身近なメディアであり、その社会的影響力はさきわめて大きい。われわれは、このことを自覚し、放送が国民生活、とりわけ児童・青少年および家庭に与える影響を考慮して、新しい世代の育成に貢献するとともに、社会生活に役立つ情報と健全な娯楽を提供し、国民の生活を豊かにするようにつとめる。

放送は、意見の分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにし、公正を保持しなければならない。

放送は、適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心掛けるようつとめる。また、万一、誤った表現があった場合、過ちをあらためることを恐れてはならない。

報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない。放送人は、放送に対する視聴者・国民の信頼を得るために、何者にも侵されない自主的・自律的な姿勢を堅持し、取材・制作の過程を適正に保つことにつとめる。

さらに、民間放送の場合は、その経営基盤を支える広告の内容が、真実を伝え、視聴者に役立つものであるように細心の注意をはらうことも、民間放送の視聴者に対する重要な責務である。

放送に携わるすべての人々が、この放送倫理基本綱領を尊重し、遵守することによってはじめて、放送は、その使命を達成するとともに、視聴者・国民に信頼され、かつ愛されることになることを確信する。

放送倫理の確立に向けて

平成 11 年 4 月 19 日 制定

日本放送協会（以下「NHK」という）は、放送番組の制作にあたり、放送法に基づき自主的に制定した番組基準を順守するとともに、平成 8 年 9 月日本民間放送連盟と共同で「放送倫理基本綱領」を制定し、これを尊重、順守している。

この文書は、NHKの放送倫理に対する姿勢に関し、番組基準や綱領の精神を踏まえ、内外に基本的な考え方や取り組みを明らかにするものである。

■ 放送倫理の意味

放送は、ジャーナリズムの一つとして、表現の自由のもとに、国民に多様な情報を提供するという民主主義にとって欠かせない役割を担っている。このため、制度的に番組編集の自由が保障されている。

この番組編集の自由を実質的に支えるのは、番組編集に関する放送事業者の自律であり、その自律の根底にあるのが、取材・制作に携わる者一人ひとりの「放送倫理」である。

なかでも公共放送であるNHKは、国民の受信料によって成り立っていることから、その存立には視聴者との信頼関係が不可欠であり、とりわけ高い放送倫理が求められる。

放送現場の一人ひとりが、放送倫理の重要性を深く自覚し、厳しい自己研さんをたゆまず行っていくことによってのみ、NHKは将来にわたって、視聴者の信頼と支持を得て、豊かで良い番組を届けるという使命を全うできると考えるのである。

■ 公共放送としての基本的な姿勢

NHKでは、公共放送の基本的な姿勢として、その放送番組の取材・制作において、以下の諸点を順守する。

■ 人権を尊重する。

- ・取材相手をはじめ関係者の立場に立ち、人権を尊重し、名誉毀損やプライバシーの侵害にならないよう配慮する。また、関係者の業務などへの影響にも十分注意して、コメントや編集のカットにいたるまで気を配る。
- ・職業をはじめ地位や身分などを差別的に扱ってはならない。

■ 正確を期す。

- ・NHKのニュース・番組は「正確」でなければならない。
「正確」は、事実を正しく把握することを前提とする。しかし、何が真実であるかを確かめることは容易ではない。したがって、真実に迫ろうとする姿勢が、取材・制作のあらゆる段階で不可欠である。
- ・事実関係の誤りは、調査のうえ明らかになれば、直近の機会に訂正する。

■ 公平・公正の立場を堅持する。

- ・放送は、公平・公正を維持するため、視聴者にできるかぎり幅広い視点から情報を提供する。
- ・公平さは、見かけ上の単純な中立性によってのみ得られるものではなく、公平さを求める厳格な姿勢によって確保されるものである。

- ・意見の対立する公共の問題を取り扱う番組では、個々の番組内、同一のシリーズ内または一定期間内の適切な場所でバランスをとる必要がある。

■ 品位の保持に努める。

- ・放送は、暴力、俗悪、差別などを排除し、社会に受け入れられる倫理や価値を反映してなくてはならない。あわせて、常に品位と節度を心がけ、視聴者に不快感や苦痛を与える内容・場面は排除する必要がある。とりわけ、青少年に及ぼす影響については、慎重な配慮が求められる。
- ・性の取り扱いおよび表現については、「茶の間にそのまま持ち込まれる」という放送の性質上、また、公共放送という立場から、品位を失わないよう細心の注意を払う。

■ 取材相手には誠実に接する。

- ・取材相手には、取材の意図・内容や取材結果の取り扱いを正確に伝える。取材の許諾を得るために、番組のテーマや取材趣旨をゆがめて伝えたり、あいまいにしてはならない。
- ・制作過程で、あらかじめ取材相手に伝えていた目的や内容に変更が生じた場合は、改めて、取材相手に説明しなければならない。

■ 企画の独自性・真実性。

- ・番組の企画は、独創性・独自性が重要である。
- ・現実の事象を取り上げる番組は、事実に基づかなければならない。事実関係は、直接関係者に取材したり原資料にあたって調査したりして、確認する。

■ 取材源を秘匿する。

- ・部外者に対する取材源の秘匿は、取材する者の最も守らなければならない職業倫理の一つである。この保証がなければ、何人といえども真実を言わなくなり、取材が成立しなくなる。

■ 著作権を尊重する。

- ・放送番組は、様々な著作物を利用することによって成り立っている。著作物の利用にあたっては、それを創作した著作者に敬意を払うことが必要であり、必要な権利処理を確実に行う。

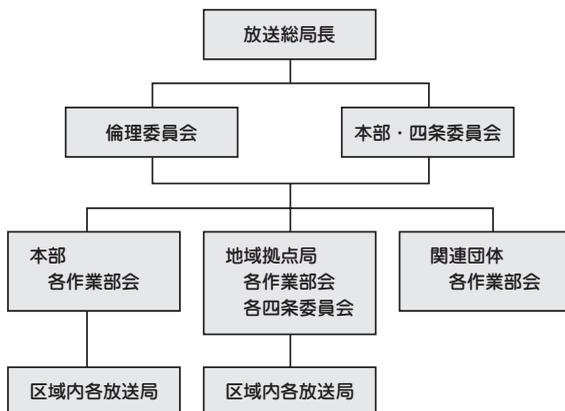
■ 公私のけじめをつける。

- ・取材で得た情報を、私益のために利用することは許されない。
- ・NHKの主たる財源は、視聴者が直接負担する受信料であり、職員はこのことを重く受け止め、常に効率的な業務運営に努めなければならない。

放送倫理の体制

- 「放送現場の倫理に関する委員会」（平成15年6月「放送倫理委員会」に改称。以下「倫理委員会」という）は、公共放送における放送倫理について、日常的に自己検証を行い、自らを律する場として、本部に設置した機関である。

- 「倫理委員会作業部会」は倫理委員会と連携しつつ、その方針を放送現場に周知し、指導するとともに、放送倫理に関する活動に関し計画・報告・記録等の任にあたる機関である。
- 「四条委員会」は、法律の規定に則った訂正または取消しの放送の請求があった場合に、訂正または取消しの放送が必要か否かを検討する機関である。



放送倫理・番組向上機構（ＢＰＯ）規約（抜粋）

第1章 総 則

（目的）

第3条 本機構は、放送事業の公共性と社会的影響の重大性に鑑み、言論と表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情、特に人権や青少年と放送の問題に対して、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、「評議員会」ならびに「放送番組委員会」「放送と人権等権利に関する委員会」および「放送と青少年に関する委員会」をおき、これを維持・運営し、次の事業を行う。

（1）評議員会

ア. 第5章に定めるところによる。

（2）放送番組委員会

ア. 放送番組や放送倫理のあり方等に関する有識者と放送事業者相互の協議、ならびに審議

イ. 前号の協議、審議に基づく見解や提言の構成員への報告および公表

ウ. その他本機構の目的を達成するために必要な事項

（3）放送と人権等権利に関する委員会

ア. 個別の放送番組に関する放送法令または番組基準にかかわる重大な苦情、特に人権等の権利侵害に関する苦情（苦情申立人と放送事業者との話し合いが相容れない状況にあり、かつ、司法に基づき係争中でないもの）の審理

イ. 前号の審理に基づく苦情申立人および被申立人（放送事業者）への勧告または見解の提示

ウ. 前号の審理に基づく勧告または見解の構成員への報告および公表

エ. その他本機構の目的を達成するために必要な事項

（4）放送と青少年に関する委員会

ア. 放送と青少年に関する視聴者の意見の把握および審議

イ. 前号の審議に基づく見解の構成員への報告および公表

ウ. 視聴者からの意見の構成員および関係団体への報告

エ. 大学等研究機関と協力しての、放送と青少年に関する調査研究

オ. その他本機構の目的を達成するために必要な事項

第7章 放送と人権等権利に関する委員会

（委員会の目的）

第28条 放送と人権等権利に関する委員会（以下「放送と人権委員会」という）は、第4条第3号に定める事業を行うほか、必要に応じて構成員に対し、第3条に定める目的達成のため、放送と人権についての提言を行う。

(委員の構成)

第29条 放送と人権委員会は、評議員会が有識者（放送事業者の役職員および従業員を除く）の中から選任する8名以内の委員で構成する。

(委員会および委員長代行)

- 第30条
1. 放送と人権委員会に委員長1名および委員長代行2名をおく
 2. 委員長は、委員の互選により決定する。委員長代行は、委員の中から委員長が指名する。
 3. 委員長は、放送と人権委員会を代表し、放送と人権委員会を主宰する。
 4. 委員長は、放送と人権委員会を招集し、その議長となる。
 5. 委員長代行は、委員長を補佐し、委員長を欠くときまたは委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第31条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

- 第32条
1. 放送と人権委員会は、必要のつど、委員長が招集する。
 2. 放送と人権委員会の運営方法は、別途定める規則による。

(勧告または見解)

第33条 放送と人権委員会は、審理した結果を勧告または見解としてまとめ、苦情申立人および放送事業者に通知するとともに、公表する。

放送と人権等権利に関する委員会（BRC）運営規則（抜粋）

（苦情の取り扱い基準）

- 第5条 1. 委員会に申し立てられた苦情の取り扱い基準は、次による。
- （1）名誉、信用、プライバシー等の権利侵害に関するものを原則とする。
 - （2）放送前の番組にかかわる事項および放送されていない事項は、原則として取り扱わない。ただし、放送された番組の取材過程で生じた権利侵害については、委員会の判断で取り扱うことができる。
 - （3）審理の対象となる苦情は、放送された番組に関して、苦情申立人と放送事業者との間の話し合いが相容れない状況になっているもので、原則として、放送のあった日から3か月以内に放送事業者に対し申し立てられ、かつ、1年以内に委員会に申し立てられたものとする。
 - （4）裁判で係争中の問題は取り扱わない。また、苦情申立人、放送事業者のいずれかが司法の場に解決を委ねた場合は、その段階で審理を中止する。
 - （5）苦情を申し立てることができる者は、当分の間、その放送により権利の侵害を受けた個人またはその直接の利害関係人を原則とする。
 - （6）放送番組制作担当者個人に対する申立ては、審理の対象としない。
 - （7）CMに関する苦情は、原則として取り扱わない。
2. きわめて重大な権利侵害に関する事項については、申立てを待たずに、委員会の判断により取り扱うことができる。

（勧告、見解）

- 第11条 1. 委員会は、審理の結果を「勧告」または「見解」としてとりまとめ、審理の経過を含め、苦情申立人および当該放送事業者に書面により通知する。
2. 通知の内容は、機構の構成員に報告するとともに、苦情申立人および当該放送事業者に公表することを通告した後、機構が委員会名で公表する。
 3. 前項の公表にあたり、委員会は、実名で発表することについて苦情申立人の事前の承諾を得る。特別の事情がある場合は、本人の希望により匿名とする。
 4. 公表は、記者会見その他適宜の方法により行う。
 5. 委員会は、委員会の審理の結果を放送することを当該放送局に求めることができる。

NHKにかかわるBRC決定

- **サンディエゴ事件報道** 問題なし (平成10年3月19日決定)
 1996年5月にアメリカ・サンディエゴ市で日本人教授と長女が射殺された事件で、妻が「自分が事件に関与していたのではないかとこの予断に基づいて誤報や犯人視報道が繰り広げられた」と申し立てた。
 BRCは、NHKについて「人権侵害も放送倫理上の問題もなかった」と判断した。
 同時に申し立てられた在京民放キー局3社に対しては「放送倫理上問題があった」との「見解」を示した。
- **幼稚園経営をめぐる番組** 放送倫理上問題 (平成10年10月26日決定)
 平成9年12月放送の番組で、京都市の幼稚園が「取材趣旨の説明と異なり、園の特色である教育方針が全く紹介されず経営状況の厳しさだけが意図的に強調された」と申し立てた。
 BRCは、「権利侵害があったとまでは言えないが、取材・編集過程で配慮に欠けるところがあり、放送倫理上問題があった」との判断を示した。
- **産廃業者行政処分報道** 問題なし (平成14年12月10日決定)
 福井県が産廃廃棄物収集業者の許可を取り消す行政処分を行ったことを伝えた平成14年5月の福井放送局のニュースに対し、業者側が、一方的な報道によって名誉・信用を毀損されたなどと申し立てた。
 BRCは、「人権侵害も放送倫理上の問題もなかった」との判断を示した。
- **「女性国際戦犯法廷」をめぐる番組** 放送倫理上問題 (平成15年3月31日決定)
 平成13年1月29日から4回シリーズで放送された「E T V 2001 戦争をどう裁くか」の第2回、「問われる戦時性暴力」について、出演者の一人が、「何の連絡もなく発言の改変が行われて視聴者に不正確な形で伝わり、名誉権や著作者人格権が侵害された」と申し立てた。
 BRCは、「名誉を傷つけたとは言えないが、出演者への配慮を欠き、放送倫理に違反した」との判断を示した。
- **産婦人科医院・行政指導報道** 勧告 (平成17年7月28日決定)
 愛知県内の産婦人科医院が、助産師の資格を持たない看護師らに助産行為をさせていたとして県や保健所から行政指導を受けたことを伝えた平成17年1月の名古屋局のニュースめぐり、医院長が「指導を受けた時期を明示せず、現在も違法行為を行っているかのように実名で報道された」と申し立てた。
 BRCは、人権侵害について意見は一致しなかったものの、「深刻な放送倫理違反があった」として改善を勧告した。権利侵害を認定しないケースでの初の勧告。

NHK個人情報保護方針

〔制定 平成17年2月8日〕

日本放送協会（以下「NHK」という。）は、受信料によって支えられる公共放送機関として、視聴者の皆様の個人情報の重要性和、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを深く認識しています。視聴者の皆様の個人情報を慎重かつ適正に取り扱うことは、NHKの重要な責務です。

現在、世界レベルでのインターネットの普及等により、高度なコンピューターネットワークが構築され、大量の個人情報が瞬時に伝播される環境が出現しています。このような高度化した情報通信技術社会において、公共放送の使命達成のためにより適正に個人情報を取り扱うことを目的に、以下の基本方針を定め、個人情報の保護に取り組んでいくことを宣言します。

1 個人情報保護に関するコンプライアンス（法令遵守）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）をはじめとする個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守するとともに、NHK内の規程に準拠して個人情報を適正に取り扱います。そのため、NHKの業務として個人情報を取り扱う者に対して、必要な教育を実施します。

2 個人情報保護施策の実施

個人情報の利用を適正に行うための措置をとるとともに、個人情報の盗難、改ざんおよび漏洩等によるプライバシーその他の権利の侵害を防止するため、適切な安全管理措置を講じます。

個人情報の利用にあたっては、NHKが報道目的など個人情報保護法第50条第1項に該当する目的で個人情報を取り扱う場合は、別に「報道・著述・学術研究分野に係る個人情報保護規程」を定め、また、それ以外の目的で個人情報を取り扱う場合は、別に「NHK個人情報保護規程」を定め、それぞれの規程に則って個人情報を適正に取り扱います。

3 個人情報保護体制の整備

個人情報の適切な管理を行うため、個人情報保護に関する統括責任者、管理者、担当者を配置します。

4 個人情報の取扱いに関する苦情等への対応

個人情報の取扱いに関して寄せられた苦情や視聴者ご本人からの開示等の求めについては、全国の放送局などで受け付け、迅速かつ適切に対応します。

報道・著述・学術研究分野の個人情報の保護について

放送総局長

個人情報については、今日の情報化の進展や個人の権利意識の高まりの中で、一層慎重な取扱いが求められています。

「個人情報の保護に関する法律」(平成17年4月1日全面施行)では、「報道」、「著述」、「学術研究」の目的で個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱事業者の業務等を定めた規定の適用が除外されていますが、その一方でこれらの適用除外分野についても個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じて公表するよう努めなければならないとされています。

もとより適用除外とされた「報道」、「著述」、「学術研究」の分野については、報道の自由、表現の自由、学問の自由を堅持していく観点から、NHKが保有する個人情報は自主的、自律的にこれを適切に扱うべきことは言うまでもありません。

NHKは、この基本的立場と社会的背景を踏まえ、NHKの取り扱う「報道」、「著述」、「学術研究」分野の個人情報の保護について以下の規程を定めましたので、これに則り適切に取り扱います。

報道・著述・学術研究分野に係る個人情報保護規定

(趣旨)

第1条 この規程は、NHK個人情報保護方針に基づき、NHKが次の各号に掲げる者として当該各号に掲げる目的で個人情報を取り扱う場合について、その取扱いを自主的かつ適正に行うため定める。

- (1) 報道機関 報道の用に供する目的
- (2) 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- (3) 学術研究を目的とする機関もしくは団体またはそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

(従業者の義務)

第2条 NHKの役職員その他NHKの指揮命令系統に属しNHKの業務に従事している者(以下「従業者」という)は、前条に規定する場合は、この規程に基づき、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取扱い)

第3条 第1条に規定する目的で取り扱う個人情報は、その目的の範囲を超えて取り扱ってはならない。

(安全管理措置)

第4条 個人データの漏えい、滅失またはき損の防止等の個人データの安全管理のため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 個人データが紙媒体に記録されている場合は、記録された物は施錠保管し、利用終了後は確実に廃棄する。

- (2) 個人データが電磁的媒体に記録されている場合は、別に定める情報セキュリティ対策基準に沿って適切に管理し、利用終了後は確実に消去する。
- (3) 従業者に個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うとともに、必要な研修を行う。
- (4) 個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う。
- (5) その他個人データの安全管理のために必要な措置。

(取扱責任者)

第5条 第1条に規定する場合について、次の取扱責任者を置く。

- (1) 報道・著述・学術研究に係る個人情報保護統括責任者 放送総局長
- (2) 個人情報保護管理者 各部局長
- (3) 個人情報保護担当者 各部局長が指名した者

(苦情への対応)

第6条 第1条に規定する場合について、その個人情報の取扱いに関する苦情への対応は、次に定めるところによる。

- (1) 従業者は、その取り扱う個人情報に関する苦情に対しては、所属部局の個人情報保護担当者への連絡を含め誠実に対応しなければならない。
- (2) NHK放送センターおよび全国の放送局・支局の視聴者対応窓口ならびにコールセンターで苦情を受け付けたときは、当該個人情報を取り扱っている部局の個人情報保護担当者に迅速に連絡する。
- (3) 個人情報保護担当者は、個人情報保護管理者の責任の下で、自ら苦情に対応しまたは対応が適切に行われるよう管理する。

日本放送協会（以下「NHK」という。）は、全国民を基盤とする公共放送の機関として、不偏不党の立場を守り、豊かで良い放送番組をあまねく全国に放送することに最大限の努力を払う。同時に、視聴者からの受信料を財源とすることにかんがみ、視聴者に対する情報の公開にいつそう取り組み、その支持と信頼をより確かなものにしていく。こうした努力を通じて、豊かな放送文化の創造に貢献する。

放送による言論と表現の自由を確保しつつ、視聴者に対する説明責務を果たすため、次のとおり、情報公開に関する基準を定める。

1 情報提供

(1) 情報提供の内容

NHKの事業活動全般にわたる情報（子会社等に関する情報を含む。）を提供する。
情報開示の求めの対象とならない分野の情報についても、可能な範囲で提供に努める。

(2) 情報提供の手段

視聴者に分かりやすく、速やかに情報が提供されるよう、次に掲げる方法により、情報を提供する。

- ア 放送
- イ 各放送局等における備え置き
- ウ 日刊新聞紙への掲載、印刷物の発行等
- エ インターネットホームページへの掲載
- オ 電話等による問い合わせへの回答
- カ NHK施設の公開 など

2 情報開示

(1) 情報開示の仕組み

ア 開示の求めの対象

NHK職員が業務上共用するものとして保有している文書（電磁的に記録されたものを含む。）を対象とする。

ただし、放送番組編集の自由を確保する観点等から、次のものについては、開示の求めの対象外とする。

- (ア) 放送番組の企画、取材、収録等について記録した文書その他放送番組の編集に関する情報を記録したもの（ビデオテープ、録音テープ等を含む。）
- (イ) 書籍、雑誌等、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (ウ) 歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

イ 不開示情報

開示することにより、NHKの活動に支障を及ぼすおそれのあるものや、個人のプライバシーを侵害するおそれのあるものなどは、求めがあっても開示しないこととする。（類型 別紙）

ウ 開示の求めのできる者

開示の求めのできる者は、NHKの放送の視聴者とする。

エ 開示の求めの受付

開示の求めを行う者の名前、住所または居所、開示する文書を特定するために必要な事項などを記入した所定の用紙の提出を求める。

開示の求めは、全国の放送局で受け付ける。

オ 開示の求めに対する措置

開示の求めのあった日から原則として30日以内に、開示・不開示等についての判断を行い、その結果を、開示の求めを行った者に対して、書面で連絡する。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、必要に応じて延長する場合がある。

カ 文書の部分開示、存否情報の扱い

開示の求めに係る文書の一部に不開示情報が記録されている場合は、当該部分を除いた部分につき開示する。また、求めに係る文書が存在しているか否かをこたえるだけで不開示情報を開示することになるときは、当該文書の存否自体を明らかにしない場合がある。

キ 第三者保護手続き

開示の求めに係る文書に第三者に関する情報が記録されている場合、または第三者から取得した文書については、開示の決定にあたって、当該第三者に対して意見の提出を求め、その内容を考慮した上で、開示の求めに係る情報の開示・不開示等を判断する。

ク 開示の実施

開示は、原則として該当文書の閲覧またはコピーの提供によって行う。

ただし、対象文書が不存在の場合などでも、求めの趣旨をくみ取り、可能な範囲で情報提供に努める。

ケ 手数料

開示の求めに係る文書のコピー、郵便による文書の送付にあたっては、実費相当額の負担を求める。

(2) 再検討の求めの仕組み

ア 第三者の意見を加味する仕組み

NHKの不開示等の判断に対する再検討の求めに関して第三者の意見を加味することにより客観性を担保する仕組みとして、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会を設置する。

イ 再検討の求めの受付

再検討を求める者に対して、所定の用紙の提出を求める。

再検討の求めは、全国の放送局で受け付ける。

ウ 再検討の求めに対する措置

再検討の求めを受け付けた場合には、再検討の求めに係るNHKの見解を付して、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会に意見を求める。

NHKは、その意見を尊重して、再検討の求めに対する最終判断を行い、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の意見とあわせて再検討の求めを行った者へ連絡する。

3 NHK情報公開・個人情報保護審議委員会

(1) 組織

NHK情報公開・個人情報保護審議委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(2) 委員の選任

委員は、優れた識見を有し、公正な判断ができる者のうちから、経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。

(3) 任務

NHK情報公開・個人情報保護審議委員会は、再検討の求めについて審議し、意見を述べる。

(4) その他

NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の審議が十全に行われるよう、事務局の設置等を行う。

4 情報公開を円滑に運用するための施策等

(1) 実施手順等

情報公開の円滑な運用に資するため、開示の求めの手続き、手数料などの具体的な実施規程、不開示情報に関する規程、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の運営に関する規程等を別途定め、公表する。

(2) 文書管理

視聴者からの開示の求めにこたえ、円滑かつ的確な運用に資するため、情報公開の視点に立った適正文書管理にいっそう努める。

(3) 視聴者の利便に資する情報の提供

開示の求めを行う視聴者がNHKの保有する文書の特定を容易に行えるよう、視聴者の利便に資する情報の提供に努める。

(4) 施行状況の公表

この基準にもとづく情報公開の実施状況については、適宜、公表するとともに、業務報告書に記載する。

5 その他

情報公開の実施状況や社会の動向を踏まえ、適宜、この基準の見直しに努める。
この基準にもとづく情報公開は、平成13年7月1日から実施する。

(別紙)

【不開示情報】

- ① NHKの事業や事務に関する情報であって、開示することによって、NHKの権利利益、地位もしくは事業活動に支障を及ぼすおそれがあるもの、または特定の者に利益・不利益を及ぼすおそれがあるもの
- ② NHK内の審議、検討、協議に関する情報であって、開示することによって、その審議、検討、協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあるもの
- ③ 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる名前その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（公知になっているものを除く。）、または開示することによって、個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- ④ NHK以外の法人、団体、または個人事業主に関する情報であって、開示することによって、その第三者の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるもの
- ⑤ 開示することによって、NHKの保安に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ⑥ 契約によりNHKが守秘義務を課せられているもの、または契約の相手方が開示を承諾しない契約書

アニメーション等の映像手法について

〔1998年4月8日作成〕
〔2006年4月1日一部改訂〕

日本放送協会
(社)日本民間放送連盟

日本放送協会〔NHK〕と(社)日本民間放送連盟〔民放連〕は、1997年にアニメーション番組等の特殊な映像手法が、視聴者、それも多くの子どもたちの健康に影響を及ぼすという重い事態を経験した。

本来、子どもたちを楽しんでもらうはずの放送番組が、一部でその逆の結果を招いてしまったことを、われわれは深く憂慮するとともに、これを放送界全体の問題として捉え、医学者や心理学者などの専門家を加えて真摯に原因を分析研究しながら、再発防止のための具体的なルールづくりに向けて検討を重ねてきた。

その結果、テレビは本来、明滅しているメディアであるため、視聴者、特に子どもたちへの影響を完全に排除することはできないものの、細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法に関して、いくつかの点に留意することにより、こうした危険をかなりの程度、回避できることを確認した。

このため、次の点について細心の注意を払う必要があることを喚起する。

1. 映像や光の点滅、特に「鮮やかな赤」の点滅。
2. コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換
3. 規則的なパターン模様の使用

われわれは、こうした認識に立って、各放送局が自主的に、運用上の内規等を定めることを促すとともに、その参考に供するため、放送界としての共通のガイドラインを1998年4月に示した。

さらに、ITU〔国際電気通信連合〕において、2005年2月にITU-R勧告BT.1702“Guidance for the reduction of photosensitive epileptic seizures caused by television（テレビ映像による光感受性発作を抑えるための指針）”が成立したことから、同勧告を参考にガイドラインを一部改訂することとした。

放送に携わるすべての者は、以下に提示するガイドラインが作られた意図を充分に配慮し、放送界の自主的な共通ルールとして遵守しなければならない。

このガイドラインは、今後の分析・研究の結果等により、必要に応じて改訂する。

＜アニメーション等の映像手法に関するガイドライン＞

1. 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意する。
 - (1) 「鮮やかな赤」の点滅は特に慎重に扱う。
 - (2) 避けるべき点滅映像を判断するにあたっては、点滅が同時に起こる面積が画面の1/4を超え、かつ、輝度変化が10パーセント以上の場合を基準とする。
 - (3) 前項(1)の条件を満たした上で、(2)に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化を20パーセント以下に抑える。加えて、連続して2秒を超える使用は行わない。
2. コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20パーセントを超える急激な場面転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しない。
3. 規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様など）が、画面の大部分を占めることも避ける。

上記ガイドラインの運用にあたっては、特に光感受性のリスクが大きいとされる幼児・児童・青少年の視聴実態等への配慮が必要である。

また、連続する大量のカメラフラッシュや雷光、火災、火山噴火などの映像が健康に影響を及ぼすおそれがあることについて、制作者側の意識を高めることに努める必要がある。

映像が視聴者に及ぼす影響をできるだけ少なくするためには、テレビの視聴方法も重要な役割を果たしていることが指摘されており、明るい部屋で受像機から離れて見るなど“テレビの見方”に関する適切な情報を視聴者に提供することは予防手段として有効である。

以上

アジア太平洋地域における国境を越える 衛星放送機関のためのガイドライン（NHK訳）

1994.11.1 ABU京都総会で採択

はじめに

現在、アジア太平洋地域では多くの衛星テレビ放送が実施されている。そのほとんどが欧米製の番組を放送している一方で、この地域の放送機関が運営し、この地域製の番組から構成されているサービスの数も増えつつある。

このような変化は、アジア太平洋地域内の各国間でのニュースと番組の交換をすすめ、番組の幅を広げ視聴者の選択肢を拡大している。また放送事業者自身にとっても、新たな可能性をひらくことになっている。この状況は、間違いなく情報の自由な流れを促すであろうし、また視聴者の主権と国際理解に貢献する大きな可能性をもっている。

その一方で、この状況がこの地域の国々の価値観や慣習、文化にとって有害な影響をもたらしかねない、との強い懸念も生じている。実際、一部では、衛星テレビは文化侵略とみられている。

このような状況に鑑み、ABUのメンバーは、以下の通り、この地域の多くの文化や価値観を尊重する一方で、質の高い番組の放送という希望をもつ衛星放送事業者の助けとなるようなガイドラインが作成されれば役にたつだろうと考える。

一般

アジア地域に向けて番組を放送している放送事業者は、この地域の価値観と文化の多様性を認識し、それに敏感であらねばならない。

この多様性のため、どの番組が受け入れられ、どれが受け入れられないかについて正確に定義することは難しい。従って、放送機関が敏感なアプローチをとり、関係する諸国およびその文化と価値観についてできる限り学ぼうと意識的に努力することが重要である。

宗教

この地域の多様性は宗教についても同様であり、宗教に関する事柄は、敬意とセンシティブ性をもって取り扱われねばならない。いずれかの宗教を軽んじたり信仰を疑問視したりするような番組についてはこれを避けるべく、よく配慮すべきである。また、いかなる国においても、宗教的またはカルト的な熱狂を煽るような危険があるかもしれない番組については、注意することが重要である。

民族の多様性

アジア太平洋地域は多くの民族グループから成り立っており、ほとんどのアジア諸国の人種構成は多様である。

この多様性を尊重し、放送機関は、番組が特定の民族グループや国民性を傷つけるおそれのある言説や表現を含まないように、特に注意をはらうべきである。

性

性に関する事柄については特別な配慮が必要であり、アジアの一部の国々においてはそのような事柄が公然と論じられるものではないということを念頭に、品位と品格をもって取り扱うべきである。男女いずれの性であれ、裸体については、非常に慎重に取り扱わなければならないし、卑猥なあるいは感情を害するような言葉の使用についても同様である。

犯罪と暴力

- ・ 犯罪的行為を好ましい、または魅力的なものとして描く番組、あるいは人々に罪を犯したり、犯罪を容認することを勧めるような番組は、受け入れられない。
- ・ 特に、麻薬の乱用は、この地域全体を通じて大きな問題と見なされている。従って番組は、麻薬の使用や取引を容認できる、好ましい、あるいは魅力的なものであると示唆することは絶対に避けるべきである。
- ・ また、残酷さをあからさまに描いた番組や、過度に暴力的なシーンを含む番組も注意深く取り扱うべきである。特に、子どもを対象とするアニメやその他の番組ではそうである。

ニュース

ニュース報道は、正確にして事実を公正かつ不偏不党のやり方で報じなければならない。論議をよぶ主題の取り扱いについては、関係当事者の主張を客観的に報じなければならない。

法的考慮

この地域の国々のメディアに関連する法律については、これを理解すべく努力がなされるべきである。特に、知的所有権は侵害されてはならない。

広告

以上のガイドラインは、一般的な番組と同様、広告にも適用される。さらに、国内メディアでその広告が制限されているような商品については、注意深く取り扱わねばならない。誇大な、または迷信を利用するような広告は、避けるべきである。

発音

この地域の地名、人物名、事件名については、誤った発音は感情を傷つけかねないので、正確な発音を用いるよう、留意すべきである。

(注) ABU：アジア太平洋放送連合

索引

【ア】

「鮮やかな赤」の点滅	12
アニメーション	11
委嘱料	13
遺体の映像	6、38
エイズ	6
映像資料	10
NHKことばのハンドブック	11
NHK新用字用語辞典	11

【カ】

外国の地名・人名の表記や読み方	39
開票速報	35
韓国・北朝鮮の地名・人名	40
冠大会	42
企業名	10、36、41、42
希少動植物	28
キャッチコピー	43
緊急火山警報	19
緊急警報放送	17、19、20
経営破たん	36
警察	29、33、34
警察庁	30
原子力災害対策特別措置法	21
健康食品	26
コーディネーター	14
公開	5、11、20、30、49
効果音	10
公共の利益（公益）	4、8、16、34

公金意識	13
航空取材	9
広告放送	41
公職選挙法	35、36
公的人物	4、32
公平・公正	1、3、35、38
高齢者	16、24
国際番組基準	48
国際放送	48
国内番組基準	2、48
国宝	27
国民生活センター	26
国民保護法	22
呼称	20、25、29
個人情報	7、12、49
個人情報保護法	12
古典芸能	27

【サ】

災害情報の速報基準	19
災害情報ホームページ	20
災害対策基本法	16、20
再現	9、10
最高裁判決	5、51
サブプリミナル	11
差別	4、6、7、11
試写	9、12
自主自律	1、35
実名	29、30、34
指定公共機関	16、22

写真	5、30、32、45
取材源の秘匿	8
取材の安全	9、21、39
受信料	13、47
出演料	13
肖像権	5
承諾なしの撮影	5、6
少年審判	30
少年法	30
商標法	43
商品名	10、36、41、42
食育基本法	26
知る権利	8
人権の尊重	2、4、6、27、29、38
政見放送	36
性犯罪	29、31
世界人権宣言	6
先端医療	25
損害賠償	51

【タ】

ダイエット	27
代表取材	32
地域団体商標	43
地域防災計画	16
中国の地名・人名	40
著作権	11、28、44、47
著作権法	44、45、46
津波警報	17、19
訂正放送	12、50、51

出口調査	35
手錠をかけられた映像	30
倒産	36
毒物カレー事件	5
匿名	8、28、29、30、31、41
特許電子図書館	43
ドラマ	7
鳥インフルエンザ	26

【ナ】

名前の「呼び捨て」	29
二次使用	11、12、44、46
二次被害	31
日本国憲法	1、4
日本新聞協会	29、30、31、34
日本民間放送連盟	11、29、31、34

【ハ】

番組の再使用	46
番組編集の自由	1、2
番組ホームページ	11
犯罪被害者等基本計画に対する 共同声明	34
犯罪被害者等基本法	32、34
ハンセン病	6
BRC（放送と人権等権利に 関する委員会）	50
BSE	26

BPO（放送倫理・番組向上機構）	50
表現の自由	1、2、12、50
風評被害	26
不偏不党	1、2
プライバシー	4、5、6、7、10、11 19、25、26、31、51
武力攻撃事態対処法	22
文化財の撮影	27
方言	11
放送番組審議会	49
放送法	1、16、41、48、49、51
報道の自由	12、33、50
法令遵守	13
ポケット線量計	21
保護者の承諾	8、11

【マ】

雅樹ちゃん事件	32
命名権	42
名誉（権）	4、5、6、11、51
メディア・スクラム	31、32
目的外使用	12、49

【ヤ】

やらせ	9
誘拐報道協定	32、33
世論調査	36、37

【ラ】

ラッピング広告	43
リサーチャー	14
流行語	43
ロゴマーク	41

【ワ】

腕章の着用	6
-------	---

あとがき

放送法には、NHKをはじめ、放送事業者が守るべき内容が盛り込まれている。この中では、番組編集の自由とともに、放送事業者が番組編集の基準を定めて公表することや、この基準に従って番組編集を行うことが定められている。

NHKの国内番組基準と国際番組基準は、昭和34年（1959）に制定された。これを受けて、番組基準の解説とともに、NHKの放送に関する基本的な方針やノウハウ・実例などをまとめた「番組基準ハンドブック」が、改訂を重ねながら平成13年版まで発行された。また、先輩から後輩へと受け継がれてきた、日々の取材・制作現場での考え方を集約した「放送ガイドライン」が平成9年に発行され、平成15年にはイラク戦争の報道を踏まえて、戦争報道に関する記述を追加した。

新放送ガイドラインの作成は、これらを引き継ぐ形で考査室と編成局が事務局になり、放送総局内に設置されている放送倫理連絡会の構成メンバーを中心に、本部内の各部局、全国の放送局や関連団体に幅広く意見や要望を聞き、議論を積み重ねた。放送倫理や人権などに関する最新の状況、ネット社会への対応にも十分配慮した。巻末の資料には、放送法の規定やNHKの番組基準の全文、放送倫理に関する関係資料もできるだけつけた。表記は、原則としてNHKの用字用語辞典に従っているが、放送の表記としては使わない一部の漢字にルビをつけて使用したものもある。

放送が取り上げる分野は多岐にわたり、ここにすべての対応策が記載されているわけではない。判断がつかない場合には、内容に応じて考査室や放送文化研究所、コンプライアンス室などの関係部局と相談することが大事である。

視聴者や関係者からさまざまな意見が寄せられると思う。またメディアを取り巻く状況の変化も予想される。今後、必要に応じて改訂を重ね、より良い内容にしていきたいと考えている。

NHK新放送ガイドライン

平成18年3月31日 発行

発行 日本放送協会
〒150-8001
東京都渋谷区神南2-2-1

編集 日本放送協会 放送倫理委員会

印刷 NHK オフィス企画

N H K